

上山市議会会議録

第496回定例会

予算特別委員会

(令和2年3月9日)

上山市議会第496回定例会
〔令和2年3月予算特別委員会会議録〕
(第 3 日)

令和2年3月9日(月曜日)

本日の会議に付した事件

議第7号 令和2年度上山市一般会計予算

議第8号 令和2年度上山市国民健康保険特別会計予算

議第9号 令和2年度上山市農業集落排水事業特別会計予算

出 欠 席 委 員 氏 名

出席委員(15人)

谷 江 正 照 委員	石 山 正 明 委員
佐 藤 光 義 委員	守 岡 等 委員
高 橋 要 市 委員	棚 井 裕 一 委員
尾 形 み ち 子 委員	長 澤 長 右 衛 門 委員
川 口 豊 委員	中 川 と み 子 委員
神 保 光 一 委員	枝 松 直 樹 委員
川 崎 朋 巳 委員	高 橋 義 明 委員
大 沢 芳 朋 委員	

欠席委員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長	塚 田 哲 也 副 市 長
金 沢 直 之 庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富 士 英 樹 市 政 戦 略 課 長
平 吹 義 浩 財 政 課 長	前 田 豊 孝 税 務 課 長
土 屋 光 博 市 民 生 活 課 長	鈴 木 直 美 健 康 推 進 課 長
鏡 裕 一 福 祉 課 長	齋 藤 智 子 子 ども 子 育 て 課 長

鈴木英夫	商工課長	尾形俊幸	観光課長
漆山徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 局長	須貝信亮	建設課長
秋葉和浩	上下水道課長	武田浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐藤浩章	消防長	古山茂満	教育委員会 教育委員長
井上咲子	教育委員会 管理課長	遠藤靖	教育委員会 学校教育課長
渡辺るみ	教育委員会 生涯学習課長	高橋秀典	教育委員会 スポーツ振興課長
大和啓	監査委員	舟越信弘	監査委員 事務局 局長

事務局職員出席者

佐藤毅	事務局 局長	鈴木淳一	副 主 幹
渡邊高範	主 査	小口彩夏	主 任

午前10時00分 開 議

開 議

○棚井裕一委員長 おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は6日に引き続きまして、一般会計予算の審査を行います。

議第7号 令和2年度上山市一般会計予算

○棚井裕一委員長 それでは、8款土木費について当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 それでは、8款土木費について御説明申し上げます。

96、97ページをお開き願います。

1項土木管理費であります。1目土木総務費は1,803万3,000円で、前年度対比760万3,000円の減であります。職員人件費の減などによるものであり、土木総務費として燃料費、事業促進期成同盟会や関係協議会への負担金などを措置するほか、職員人件費であります。

次のページ、98、99ページをお開きください。

次に、2項道路橋梁費であります。1目道路橋梁総務費は4,762万1,000円で、前年度対比1,074万8,000円の減であります。職員人件費の減などによるものであります。

道路橋梁総務費として道路台帳整備や道路の未登記処理に係る業務委託料などを措置するほか、職員人件費であります。

2目道路維持費は1億4,710万4,000円で前年度対比414万5,000円の増であります。除雪対策費の増などによるものであります。

道路管理費では、市道の維持保全に係る修繕料や補修用原材料費、街路樹等管理委託料、パトロール車等に係る経費などを措置し、除雪対策費では、除雪業務に係る委託料や除雪車の管理費、交差点等の排雪用機械の借り上げ料のほか、GPSを利用した除雪費計算システムに要する経費などを措置しております。除雪委託料では委託単価の上昇を見込んでいます。

地域のみちづくりサポート事業費では、住民と協働で行う生活道路等の整備に要する経費を措置するものであります。

3目道路新設改良費は1億784万3,000円で、前年度対比607万6,000円の増であります。市単独道路整備事業費の増などによるものであります。

交通安全施設整備事業費では、区画線、道路照明灯、反射鏡等の整備などに係る工事費を措置し、市単独道路整備事業費では、北町長清河原線や塩崎東線などの測量設計、金瓶黒沢線や上生居堀切線の支障木伐採、永野開拓線の標識新設工事、長清水美咲町線やケンモツ線、八幡神社通り線などの側溝改良工事、泉川甲石線、

早坂1号線の道路改良工事、仙石線の舗装改良工事、駅東口線道路照明更新工事、泉川甲石線舗装補修工事に要する経費のほか、私道整備事業補助金などを措置するものであります。

県道路整備事業負担金では、上山蔵王公園線の道路改良工事や十日町山形線の側溝改良工事の負担金を措置するものであります。

次のページ、100、101ページをお開きください。

4目社会資本整備総合交付金事業費は2億5,150万円で、前年度対比8,250万円の減であります。道路事業費で社会資本整備総合交付金を受けて実施する皆沢赤坂線外2路線の道路標識工事、高松石曾根線の側溝改良工事、金生泉川線外2路線の舗装改良工事、五反田橋外8橋の橋梁整備工事、そのほか橋梁点検診断、橋梁補修設計、舗装調査設計や排水対策調査設計の委託料などに要する経費を措置するものであります。

5目橋梁維持費は100万円で、前年度対比50万円の減であります。橋梁管理費で橋梁の修繕に要する経費を措置するものであります。

次に、3項河川費であります。1目河川総務費は291万6,000円で、前年度対比11万2,000円の増であります。河川管理費で河川一斉清掃に要する経費、河川しゅんせつに要する経費や関係団体への負担金、東北大学と連携して行うインフラマネジメントなどに要する経費を措置するものであります。

次に、4項都市計画費であります。1目都市計画総務費は3億5,704万4,000円で、前年度対比3,258万8,000円の増であります。下水道事業会計負担金と職員人件費の増などによるものであります。

都市計画総務費では、都市計画審議会の開催

に係る経費、関係団体への負担金などを措置し、都市計画事業費では、景観形成を支援するためのファサード改修補助などに要する経費を措置するとともに、駅前整備関連経費として、かみのやま温泉駅前広場整備用地補償調査等業務委託料、立地適正化計画策定業務委託料を措置し、次のページ、102、103ページをお開きください。下水道事業会計負担金では、所要の負担金を措置するほか、職員人件費であります。

2目公園費は3,190万4,000円で、前年度対比259万2,000円の減であります。公園施設長寿命化事業費の減などによるものであります。

公園管理費では、公園の維持保全経費、月岡神社からの土地借り上げ料、公園内トイレの管理などに要する経費を措置し、公園施設長寿命化事業費では、月岡公園などの長寿命化に係る工事費と公園遊具等の安全対策などに要する経費を措置するほか、職員人件費であります。

次に、5項住宅費であります。1目住宅管理費は3,635万1,000円で、前年度対比1,352万5,000円の増であります。市営住宅管理費、職員人件費の増などによるものであります。

市営住宅管理費では、市営住宅の畳がえや施設修繕などの維持管理のほか、市営金生住宅の内装改修に要する経費を、市営住宅長寿命化事業費では、新たに長寿命化計画策定委託料、次のページ、104、105ページをお開きください。地域優良賃貸住宅供給促進事業費では、地域優良賃貸住宅を管理する民間業者へ家賃低廉化補助金等を措置するほか、職員人件費であります。

2目住宅支援費は8,870万2,000円で、前年度対比1,079万5,000円の増

であります。定住促進事業費、空家等対策事業費の増などによるものであります。

定住促進事業費では、住宅の購入、建設等に対して子育て世帯、三世帯同居、空き家バンク利用などの要件により加算する持家住宅建設等補助金に加え、新たに1LDK共同住宅などの建設に対して助成する若者向け共同住宅建設促進事業補助金を措置するものであります。

住宅リフォーム支援事業費では、市内業者を利用するリフォーム工事で、耐震性、省エネなどを満たしている場合に対象となる補助金等を措置するものであります。

住宅・建築物安全ストック事業費では、昭和56年5月以前に建築された木造家屋に、申請により耐震診断士を派遣する委託料のほか、新たに上山市建築物耐震改修促進計画更新業務委託料を措置するものであります。

空家等対策事業費では、空家対策協議会委員報酬、空き家バンクなどの活用を促進するため、空家等家財類処分費補助金、空き家改修設計補助金を措置するとともに、危険空家解体事業補助金を増額計上し、空き家、空き地の活用の新たな取り組みであるランドバンクを進めるため、新たにNPO法人かみのやまランドバンクに対する補助金を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 101ページの都市計画事業についてであります。これまでも駅前整備に関して意向調査あるいは利用実態調査など行われてきたと思うんですけども、今回の調査ということで、先ほど補償調査ということでしたけれども、今までの調査とどう違うのか、これま

での調査の延長線上にある調査と考えてよろしいものかどうか、違うとすれば、どの辺が違うのかということをお尋ねしたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 新年度予算で計上させていただいておりますのは、用地の調査、それから物件の関係の補償調査でございます、過年度に行った交通量調査ですとか、そういったところとは異なってございます。令和元年度につきましては基本設計という部分を取り組みをさせていただいているところでございます。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 やはりいよいよかなり具体的な案も整ってきたと思うんですけども、こうした調査を行う際も全体の計画というものをやっぱり示していただいた上で、その中でこのように調査だということを我々市民、議員も理解しないと、なかなか進めにくい面もあると思いますので、その辺はどうでしょうか、全体の計画を示した上での調査執行ということで。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 令和元年度に取り組みにつきましては、外部の関係の方から策定委員会ということでいろいろと御意見いただきながら進めてきた経過がございますけれども、2月の末でそういった部分が集約、まとまってきている状況でございますので、一般的な市民の方への取り組みの情報提供につきましては、今月の中旬からパブリックコメントという形で御意見をいただくという予定でございます。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 今のに関連してです。そもそも駅前を整備することなんですけど、どういふふうに変えていこうとしているのかが、まだ私どもとしてはすっきりしていない部分がご

ざいます。いわゆる高校生が駐輪場から学校のほうに行くときに、非常に交通事故が心配されるような危ないことも懸念されると。動線をすっきりしたいということなのか、駅前の空き地がたくさんあります。農協、日通とか、そういった全体を考えて駅前の配置というか、再開発という大きい視点で捉えてそこで駅前の配置をどうするかということを考えているのか、単なる動線の整備なのかということもちょっとまだ私どもは理解をしておりません。

何年前ですかね、利用者の実態などを調査するので最初2,000万円とかいう調査費があって、高過ぎるのではないかと行ってたしか1,700万円ぐらいに落ちたんだと思いますけれども、あれに基づいて今回のがなされているとすれば、まずしっかりした議論がないと、今回、仮にこれが通ったとして、あのとき、通したじゃないかと言われかねない事態だと思っているんです。ですから、何億のお金をかけてこれをやろうとしているのか、事業費も教えていただけておりませんし、その何億かけてどういうふうにしたいのか、速やかにきょう、この場でできないとすれば、説明の場を設けていただいて私たちに説明をしていただきたいと思います。まず、事業規模について伺います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 まず駅前広場整備の目的というところがございますけれども、これは委員おっしゃったように、1つは安全対策ということがございます。朝のピーク時で一般的に車両が120台ほど、7時の時間帯でしたか、1時間当たり来るといふ状況がございます。

一方で、高校生も含めた歩行者が同じピークの中でおおむね440人ほど通行すると、歩行すると、そういった環境がございます。おっし

やった平成29年度に交通量調査ですとか、周辺の調査をした経過がありまして、その中でいろんなそういう危険な点がピックアップされてきたということでありまして、まずは整備の目的としては安全対策ということで、車両系のものとは歩行者をきちっと分離、安全を確保するというのが大事な目的のところがございます。

あとは、29年度の調査、アンケート等の中でかみのやま温泉、上山の駅としてふさわしくないといいますか、にぎわいが足りない。それから温泉町らしくない、そういった声もいただいているということで、あわせて整備につきましてはそういうにぎわいを創出するような考え方で空間も位置づけをさせていただきたいと思っているところがございます。

当然、我々、いろいろな御意見をいただいて、令和元年度、外部の利活用の委員会の方々から御意見をいただいておりますけれども、やはり駅前だけじゃなくて当然、上山城なり市街地への全体のにぎわいなり、活性化に向けた一つのスタートという位置づけをしてございますので、そのような考え方でおるところでございます。

事業費の件でございますけれども、これは前回2月26日に外部の策定委員会の中で最終的なといいますか、ある程度、基本設計が御意見をいただいて集約できてきている状況がありましたので、それを受けて、おおむねではございますけれども概算事業費につきましては9億円ほどを見ているというところがございます。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 わかりました。最初は6億円とかという話を聞いておりましたので9億円って随分大きく膨らんだなという印象がまずありまして、たしか観光客の方はならずして、1日当たり平均にすると、あそこを利用する方は14

0人とか、それぐらいのレベルでかなり低いなという印象を持っておりました。ですから、高校生が一番多く利用するわけでありまして。

駅前をどうするかということですが、にぎわいを持つかみのやま温泉駅としての顔にふさわしい空間をつくるということなんでしょうけれども、結構事業規模が大きいなと思いついて、もっともっと各議員からも意見を聴取していただくということにならないと困るなという印象を持っております。この場でその議論をするわけにもいかないので、改めてそういう場をぜひつくっていただきたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

それから、地域優良賃貸住宅についてであります。所得要件の壁なのか、たった8世帯なんですけれども、それが埋まっていないという情報に接しました。そして、私たちが最初に説明受けたときは、期間が6年という期間は聞いておらなかったんですよ。子育て対象となる子どもがいれば、私はずっといられるのかなと。いつそんなふうになったのか、私どもとしては、唐突な感じを受けましたので、まず募集の状況、そして、8世帯をきっちり埋めるための方策、この辺について伺っておきたいと思っております。

もう一つ、定住促進事業であります。ちょっと気になったのは、1LDKのアパートが上山はなくて結構高額なために、上山市内に若者が住むことがなかなか実現できないということで、補助金を出すと、アパートを建設する方に。その金額を含めてちょっとお示しをいただきたいと思ったところがございます。

最後の点、長くなって済みません。金生市営住宅あるいは土屋倉住宅の老朽化に伴って民間のアパートの空き室を利用するやり方を、ことし1年かけてやるということで以前、一般質問

で答弁をいただいておりますけれども、市営住宅として利用するという事業ですが、その調査結果というのはどういうふうになったのか伺います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 1番目の地域優良賃貸住宅の件でございますが、その申し込み状況でございますが、先週の7日、内覧会が始まっております。中を見られるという環境にありますけれども、2月末から日曜日まで、本日までの中で問い合わせ等は3件、4件はいただいている状況でございますけれども、契約というところにはまだ至っていない状況でございます。

今後の進め方につきましては、やはり物件を選んでいただくには、実際物を見て自分が入りたいというアパートを当然、物を見るという考え方が大事ななと思っておりますので、内覧可能だと随時見ることができますので、まだ1カ月弱程度でございますので、しっかり情報提供をしてしっかり見ていただきたいと、このように考えているところでございます。

かみのやまテラスの入居期間につきましては6年間ということでございまして、これが前回のお話というのが私、ちょっと認識していなくて申しわけございませんけれども、その条件、国の補助なり、事業的に受ける形での条件として6年間というところがございまして、これに基づいて進めていくということになるかと思っております。

2つ目が共同住宅の支援の関係、補助金のご関係でございますが、これにつきましては委員おっしゃったように、若者向けの単身向けのアパートが少ないという状況に対する施策、受け皿というところでございますので、これにつきましてはおおむね1部屋当たり1LDK、それか

ら1R、1部屋というんですか、1Rから1K、それから1DK、1LDKというふうなところでそれぞれの部屋の大きさに応じて額が異なることになってございますけれども、1LDK、上限で100万円、建築の補助ということで、対象となる共同住宅につきましては4戸以上、4部屋以上を確保、1棟当たり4部屋以上を確保するというところで、1部屋当たりが25平方メートル以上を確保すること。それから、事業につきましては10年以上はやっていただきたいというふうなところでございます。そういった事業の中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

3つ目の市営住宅の関係でございますけれども、これにつきましては、住宅のセーフティネットを生かしながら、制度を生かしながら進めていきたいというふうに考えてございますけれども、具体的には令和2年度から住宅の長寿化計画の変更ということで位置づけをしてございます。その中で、アパートの関係のオーナーと申しますか、実際協力いただけるような方の大家、不動産関係者の調査ですとか、あとはあわせて今現在、入居している市営住宅の皆さんの意向、当然、今現在、住んでいただいているわけでございますので、今後の住まいの意向、そういったところをしっかりと確認をして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 最初に、かみのやまテラスですが、6年というのは、確かに国の要綱に基づいてやると、そうなるのかもしれませんが、確かに短いですね。産まれた子どもが6歳になったらその先はないわけですから、ここの対策はこの制度を承知をして導入するわけですから、

7年目以降の対策についても不安がないように市民に周知をするとか、何か手だてが必要かと思しますので、御検討をお願いいたします。

それから、100万円、さっきの1LDKに対しては100万円の補助金という上限であったんですが、4戸以上ですから、例えば4部屋のアパートをつくったとすれば400万円ということになるのかもしれませんが、これで果たしてこれがインセンティブとなって建設が促進されるのか、ちょっと私も今判断しかねているところでございます。市民のニーズに沿ったことでまた進めていただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。谷江正照委員。

○谷江正照委員 私も駅の部分でお聞きしたいと思えます。私どもに示されております駅の概略図で見るところであります、新たにマンションからの進入路ができて、アビヤント・Kの駐車場のほうには裏のほうから車の出入りになるということでございます。駐輪場はアビヤント・K駐車場に移転するわけですが、まず当初、私どもに示されている中でも駐車場の台数は少ないという認識でいる、お互いあると思うんですけども、この動線ですと、さらに駐車場の台数が減っていくと思えます。この駐車場の台数が減ることに関しまして懸念がないか、まずお聞きしたいと思えます。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 駅前の整備に伴う駐車場の関係ということでございますけども、御発言のとおり、今現在のアビヤント・Kの駐車場の出入り口がなくなるという関係で、そのかわり、北側から進入するという関係がございまして、駐車場につきましては台数が制約になるということでございます。

現在、今申し上げた北側駐車場につきましては70台から80台の台数があるということで、一方で民間のパーキング、営業してございますけれども、そのパーキングの台数が100台程度ということでございます。これにつきまして、駅前の事業の関係で民間のパーキングのほうにも影響が出てくるというふうに見込んでおりますので、そういったところを踏まえてパーキングの台数確保につきましては、駅の東口に現在も一部駐車場、市営のでございますけれども、そのほかに市有地等もございまして、その東口に必要な台数を確保する方向で計画、検討しているところでございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 まず、西口の状況でありますけれども、当初は170台ぐらい必要だということをお聞きしておいたんですけども、それがこのプランでいきますと、何台ぐらいの駐車、西口だけで結構ですが何台ぐらいになるのかお示しいただければと思えます。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 西口につきましては、先ほど申し上げた関係で約半分、35台程度になります。一方で、東口に駐車場を設ける部分につきましては115台程度、合わせまして、いわゆる必要なピークの台数は100台という調査がございましたので、それにプラスアルファする形で150台程度確保するというふうな考え方でございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 駐車場の件につきましては、市民の方からは近隣自治体で無料で開放している駅もあって、そういったところもまちの活性化につながっているのではないかという声も私どもにも届いております。東口の駐車場であり

ますけれども、そういった近隣自治体のように無料で気軽に置けるようにするのかどうか、今のところ、どのように考えているかお示ください。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 今のところ、そのような考えは持っていないところでございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 私も周辺自治体と比べて、あのエリアですと無料は難しいかなと思ってお聞きしたところではございますが、次にお聞きいたしますのは、新たに自転車の出入り口が北側のほうになると、あとはそういったマンションのほうの新たな進入路がちょうど今のパーキング、タイムズパーキングのゲートのあたりにできるということですが、その出入り口の安全性を担保できるような状態なのかちょっと気になります。

というのは、駅前ロータリーというのは、現状を調べましたら25年間、重大な事故等は一度も起きていないと。それはあのロータリーの形状が、みんなの目が届いて注意しながら進入しているロータリーなので、課長がおっしゃったような台数の入り合いがあっても25年間、重大な事故が起きていないと。

ところが、今度は駅前広場を整備することによって、自転車の出入り口とマンションからの進入路というふうに、ロータリー1カ所の目の届くところから陰のほうに分散されるような感じがするんですね。そのところの車と自転車とか歩行者との安全性などは今回の平場の見取り図で気になるものですから、そういったところをお示しいただければと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 お示ししている資料につ

きましては、いわゆる基本の設計といたしますか、機能的なところを踏まえたところではありますけれども、今後は詳細設計の中で具体的にはなってくるのがございますけれども、丁字路、生活道路の丁字路になる部分をおっしゃっているのかなと思いますけれども、そこにつきましては、やはり事業を進める中で警察なり、交通課、そういった関係ときちっと協議をしながら設計なり整備をしていく予定でございますので、安全対策を確保する事業でございますのでそのような考え方でしっかり進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○棚井裕一委員長 副市長。

○塚田哲也副市長 私、検討委員会にメンバーで参加させていただいておりまして、事故がないというお話ございましたが、実は明新館の先生からは、重大な事故ということはないのかもしれませんが、生徒が安全で通学できるということで事故も何件かあったということだそうです。その何件かというのは、お話、詳しくその場ではお話しいただきませんでしたけれどもそういった状況もあるということで、今回歩行空間と車道空間を分けるということには意味がある事業であるというふうに、明新館の先生からも言われているところでございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 副市長のお話で了解しました。そうであるならば、私、25年間の重大な事故に関しましては、市民生活課のほうに昨年問い合わせたときのお話でありますので、そのような事故の報告が市民生活課のほうにも連絡が行くような取り組みを今後、していただければと思います。

次に、質問を変えて、危険空家解体補助などを総合的に展開していくということが新規に

ございますが、この部分に関してお示しいただければと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 空き家の対策事業、危険空き家の関係で御質問でございますが、危険空き家の解体につきましては、引き続き継続していくというふうなのが1点ございます。

もう一つは、特定空き家にかかわる解体というところを拡充、増額させていただいておりまして、これにつきましては空家対策計画の中にも位置づけをしてございますけれども、今後、空き家のうちでも、いわゆる第三者に影響を及ぼす、放置できないようなという位置づけの特定空き家ということでございますので、これについてもしっかりと予算を確保させていただいて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 ぜひいい取り組みだと思しますので、しっかりと進めていただければと思います。

あとは新規で住宅を取得、建設する方に対する持ち家住宅建設等の補助に関しましてお示しいただければと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 定住促進事業費の中の持ち家の取得の補助金というところでございます。これにつきましては、先ほど来、ございましたけれども、子育て世代への支援というところに重きを置きまして、これまで持ち家を取得するときの子ども数について加算額ということで10万円ほどで来ていた経過がございますけれども、令和2年度につきましては倍増させていただいて20万円というふうな内容で拡充ということで進めてまいりたいというふうに考えて

ございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 この計画でありますけれども、大変進んだ取り組みだと感じます。目標といたしますか、何件ぐらいの住宅取得者を目指すのか、もしあればお示してください。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 持ち家につきましては55件、うち、新築につきましては45、中古につきましては10件という予定でございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 定住促進事業費と空家等対策事業費についてお伺いいたします。

新たに始まります若者向け共同住宅建設に対しての建設補助、概略についてはある程度、把握したところでございます。1点、この若者向け共同住宅、この若者向け共同住宅というところの大体どの程度、若者が入居していれば若者なのかという部分について、具体的な考え方をお示しいただきたい。

続きまして、特定空き家等に対する拡充ということで、特定空き家を解体するに当たっては、所有者との綿密な打ち合わせ、または調査、またはその後の取り組みが必要というふうな考えしておりますが、現状、その活用について、もちろん、想定がなされているために予算が措置されているというふうに思うんですけれども、その現状、使用の見込みというか、現状、どのような状況になっているかについて2点についてお示してください。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 1点目、共同住宅の若者の定義といたしますか、そういったところの部分かと思っておりますけれども、40歳未満というところ

ろで条件づけといいますか、位置づけをできればなというふうに考えてございます。

2点目の特定空き家の部分でございますけれども、基本的には委員おっしゃったように、所有者に対する我々のほうで所有者との関係性というのが当然、ございますけれども、今、まだ関係者の中で話を進めている状況でございますのでこの場でちょっと申し上げることができないんですけれども、1つは、しっかりとNPOのランドバンクと連携させていただきながら、当然、予算といいますか、我々のほうで補助を考えさせていただいているわけでございますので、その後の利活用というものをしっかりなされるような考え方で今後、進めてまいりたいというふうに思います。

○棚井裕一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 初めに、若者向け共同住宅の建設で40歳未満と伺いました。多分、今のお話だと現状、該当にならないのかなというふうに思いますが、本市は旅館が物すごく多いと。その中で行政としても一定以上のニーズを把握されていると思うんですけれども、旅館の寮に対する行政からの補助等、考えられないのか。現状だと、この制度だとその要件には該当しないのかなと思うんですけれども、今後、そういう方向にも拡充していく考えがあるのかについて、現状は無理なのかどうなのか。また、今後の考え方についてお示しいただきたい。

あと、特定空き家についても一つなんですけれども、話し合いがなされていると。あと、今、課長がランドバンクの話がありましたけれども、当該地区、お城の周辺という話を総括質疑の答弁でいただきましたので、その地域内における特定空き家に対する対応なのかということと想定できるところでございます。その解

体後の話をされましたけれども、解体後の利活用についてそのままだと恐らく制限があって、補助的な制限なのか、法令的な制限なのか、ちょっとわからないんですけれども、公園等にしか活用できない、公園等にしか補助等は該当にならなかったのかというふうに思うんですけれども、それについても今後の考え方等、令和2年度以降にはなるのかと思いますが、その利活用についての考え方も改めてお示しいただければと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 アパート、共同住宅の1点目でございますけれども、現時点におきましては、旅館の関係の寮、そういったところの補助的なところにつきましては考えてございません。

共同住宅のニーズにつきまして、先ほど申し上げた条件がありますけれども、やはり新しいここ10年来なり、新し目のアパートがなかなか少ないというふうなことがございます。数的にはあるところはあるようなところはございますけれどもすぐに入居が埋まるという状況もあり、場所につきましても、やはり周辺部のほう、駅の東側ですとか金生、そういったところは事業性もあって建築が進んですぐに埋まるという状況がございますけれども、いわゆる中心部周辺、市街地につきましてはなかなか土地の制約ですとか、事業性、土地の単価、当然ございますので、現時点におきましてはそういうところで、まずは街なか、市街地のところへの事業に対する支援ということで進めていきたいというふうに考えてございます。

2点目の特定空き家の部分でございますけれども、現在、先ほど申し上げたとおり、進めていただいているということがございますので、

当然、利活用につきましては更地といいますか、公園というところではないというふうに見込んでおりますので、にぎわい創出なり、上山市街地の活性化につながるようなものというふうなことで進めていただいているというふうに向っておりますので、それにつきましてはそのような状況ということでございます。

あとは、補助金の部分でございますけれども、特定空き家として位置づけをさせていただきますと、国のほうでその工事費、一つの目安でございますけれども、工事費について20%の補助と、市のほうで約40%程度、所有者が残りというふうになるというところで、県、それから国と協議をした中で補助につきましては対応できると見込んでいますところでございます。

○棚井裕一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 若者向け共同住宅については、現状、寮等への適用、考えていないということでもありますけれども、今後、この若者向け共同住宅建設についてはデータ等を抽出して、恐らくこういうものがあれば、より若者の定住が進むのではないかとこのところに基づいての施策であるというふうにご考えておりますので、なお検討のほど、よろしく願い申し上げます。

特定空き家の解体については、話は了解しました。少なくともまた大きな問題になっている空き家と申しますか、そういう部分の解体というか、その利活用が進む取り組みであるというふうにご考えております。こちらについても引き続きよろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。神保光一委員。

○神保光一委員 私のほうからは、まず地域優良賃貸住宅供給促進事業費についてお伺いしま

す。

先ほど枝松委員との話の中にもありましたが、入居者が思うように集まっていないということでありました。そちらに対しまして、まず1つ原因にあるのが、これは国のほうの基準に基づいているところであるんですけども、所得というのが条件としてなっているというのが1つの要因になっているのかなと思いますが、そちらについての見解をいただきたい。

あとは、このかみのやまテラスは、中心市街地のにぎわいを創出するためという目的も兼ねていると思うんですけども、このまま入居者が思うように集まらないということが続くのであれば、中心市街地活性化の足踏みにもつながってしまうのではないかなと考えているんですけども、そちらの対策がもしあればお聞かせいただきたいと思います。

もう1点なんですけれども、これは確認にはなるんですけども、このまま、もし入居者がいないような場合、民間のハウジングメーカーなどと、例えばアパート契約とかする場合だと家賃の最低補償なんていったものが大体発生するんですけども、このかみのやまテラスに関しては、家賃補償というのがあるのかなのか、お聞かせをお願いします。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 かみのやまテラスの入居状況、契約について進んでいないということですが、私どもも、収入につきましては21万4,000円を下回るという条件があるということでございますけれども、地方の場合、地方といえますか、上山の場合、共働きといいますか、収入についてはなかなかそういう状況が多いところがございますので、そこはしっかりと制度、国の制度に基づいてまずは進めさせて

いただくという考え方でございますので、そのあたり、しっかりと受けとめながら今後の対応について検討する必要があるかなというふうには考えているところでございます。

2点目の、いわゆるかみのやまテラスにつきましては、中心市街地のにぎわいを創出する一つの要素だという御発言だったと思いますけれども、これにつきましてはこの間、十日町、地元地区会のほうとも連携をさせていただきながら入居後も一緒になってやっていくというふうなところで、地区会長ともいろいろと連携をさせていただいているところでもありますし、あとは大通り側のところに一部、交流スペースということで確保してございますので、今後、御発言のような入居がないような状況が仮にあったとしても、引き続き入居なるような考え方で募集といいますか、進めていきたいと、進めてまいるというところでございます。

3つ目、家賃補償というところでございますけれども、これにつきましては私どものほうでは予定はございません。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 今後、かみのやまテラスに関しましては、まず入る段階での所得の制限というのがある中で、先ほど、枝松委員の中にもありましたけれども、その6年後にどうするかという話が必ず出てくる問題だと思いますので、これから6年間の中でいろんな対策を講じていかなければいけないと思いますので、そちらのほう、よろしくをお願いします。

あともう1点なんですが、定住促進事業に関しまして、共同住宅の補助に対してお伺いします。

こちらの対象になるところというのが、法人のみというふうな形でお伺いしているんですけ

れども、個人事業主というのを含まなかった理由があれば、お伺いしたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 事業者の条件というところだと思えますけれども、やはり個人というところにつきましては、その後の事業者としての見込みというんですかね、そういったところを踏まえると、個人の部分につきましては除かせていただいて法人というふうなところで見込みをしております。これにつきましては、他市で同じように共同住宅に補助をやっている自治体の状況を参考にしているというところもございます。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 こちらに関してなんですけれども、そもそも共同住宅というのが、地方では、今、余り建てにくくなっているというふうな状況があります。というのは、1つあるのが、金融機関のほうでこういった共同住宅に関する融資というのが、余り正直今、好んでされないという状況があります。今回の定住促進の共同住宅に関する補助についてなんですけれども、こちらまずお金を渡される、補助を受けるタイミングというんですかね、そちらはどのタイミングで事業者のほうにお金が入るのかお伺いしたいと思います。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 今、他市の状況を踏まえて要綱をつくらせていただいているところではございますけれども、いわゆる建物が完成をして我々が求めたものが確認できるというふうな考え方が当然ございますので、建物なり完成をして、その後、補助金の支出というふうなところで現時点では考えているところでございます。

○棚井裕一委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 そちらのお金のタイミングなんですけれども、建物、確認できたらということ、具体的な細かいところにはなるんですけれども、先ほど言った融資が通りづらいうことで、融資を要は通りやすくするとか、枠を拡充する上でお金というのを、例えば引き渡し前とかに受けることができれば、お金を補助金でもらう分で建てやすくするという意味と、あとは融資を受けやすくなる要素がふえるので、建てる人の間口も広がって本当の意味でも促進というのにつながってくるんでないかと思うんですが、例えば引き渡しの前の検査済み証が出た段階でとか、あとは表題登記済んだ時点で補助できるような形というのは可能かどうか、ちょっとお伺いしたいです。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 先ほど申し上げたとおり、引き渡し後、目的物なりといったものを確認してからという考え方が、やっぱりしっかり持っていかなければならないかなと思いますけれども、他市の状況なんかも含めて確認はしてまいりますけれども、今のところ、前払的な事前の支給につきましては、考えてございません。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。石山正明委員。

○石山正明委員 ただいまの若者向け共同住宅建設促進事業についてお伺いしますが、1つは、この建物の建設については駅の東側でランドバンク以外ということでもございましたけれども、この駅の東側ということで、付近ということで限定した理由についてお伺いいたします。

もう一つは、今後、何棟を建設する予定で、また何部屋まで建設する予定なのか。先ほど1LDKについての補助金についてお話がありましたが、これは建設費全体の、例えば4棟建設

する場合だと、その建設費全体の何%ぐらいまでを限度として補助を出す予定なのかということでもございます。

もう一つが、こういう工事をする場合に、この工事の告知をする方法について、どのような方法で今後告知をしていかれるのかということでもございますが、もう一つとして、この事業者については市内の事業者のみなのか、それとも市外の業者も含めるのかということをお伺いします。

○棚井裕一委員長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 エリアにつきましては駅の西側の中でランドバンクエリアを外した周辺部というふうなところでございます。

その戸数といいますか、今後の建設の状況ということでございますけれども、まずは単年度で10戸、10部屋を支援していくというふうなことで5年間、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも位置づけをさせていただいておりますけれども、45戸、プラス10戸を5年間というふうな考え方で事業を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは建設の告知といったところでございますけれども、これにつきましては現時点ではお答えできる具体的なところはございませんけれども、いずれにしても、建設に当たっては法令に基づいた表示ですとか、あとは情報提供というふうなところは確保しながら告知をしていくというふうなところなのかと思います。

あと、対象になる事業者というところでございますけれども、法人かつ市内に本店または営業所を有する法人というふうなところを対象としているところでございます。

補助の額につきましては、先ほど申し上げたところでございますけれども、現時点ではその

事業費に占める割合の制約といたしますか、そういったところにつきましては位置づけを今、見込みをしていないところでございます。

○棚井裕一委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 エリアについてはランドバンク以外の駅の西側ということでよろしいんですね。はい、わかりました。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9款消防費について当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 9款消防費について御説明申し上げます。104、105ページをお開きください。

1項消防費であります。1日常備消防費は3億6,729万2,000円で、前年度対比36万5,000円の減であります。

消防総務費は、消防庁舎の維持管理経費、燃料費や通信回線利用料、貸与備品費など消防活動に必要な経費、県消防学校研修負担金などを措置し、次のページ、106、107ページをお開きください。防災等活動費では、県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金などを措置し、救急業務費では、救急救命士教育訓練に要する経費、県消防学校での救急隊員の研修、救命士継続教育、病院での実習、医薬材料費ほか救急業務に要する経費を措置するほか、職員人件費

であります。

2目非常備消防費は4,605万9,000円で、前年度対比1,071万3,000円の減であります。防寒衣購入費の皆減によるものであります。消防団運営費では、消防団員の報酬や出動手当、消防団車両や施設の維持管理経費、県消防補償等組合負担金などを措置するものであります。

3目消防施設費は1億6,430万8,000円で、前年度対比675万3,000円の減であります。消防団施設の整備工事の減などによるものであります。

消防施設維持保全費では、指令センターシステム、消防救急デジタル無線等の保守、機器の点検修理に係る経費や消火栓維持管理負担金などを措置し、市単独消防施設整備事業費では、花国技建株式会社からいただいた寄附金を財源の一部として高規格救急自動車の更新、消防団関係では、上生居の小型動力ポンプつき積載車の更新、消防庁舎のアスベスト除去工事、耐震性貯水槽の整備工事4基、防火水槽有蓋化工事3基、消火栓設置に係る負担金などを措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑、発言を許します。尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 9款消防費2目非常備消防費について、消防団の運営費についてお尋ねをいたします。消防団には各分団、それぞれに車両を持ち合わせているわけですが、その車両の更新等々のことについて計画があるのかないかも含めてお尋ねいたします。

それから、ここ何年も緊急の災害が常時全国的にも起きています。

対策用に授乳室というテントがあるというふう
に聞いております。上山市ではどういうふうな
対応をしているのかもお尋ねいたします。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 消防団の車両もしくは機材
についてお答えいたします。消防団の機材に関
しましては、現在、車両に関しましては25年、
小型ポンプ等の機材に関しては20年の目安に
基づいて更新計画を策定している現状でありま
す。原則、古い車両もしくは機材のほうから更
新するという計画でおります。

次に、災害対策用の授乳室でございますが、
消防で設定する災害の救急医療所のテントでご
ざいますけれども、最前線に設定するものであ
りまして、いわゆる目的はトリアージでござい
ます。トリアージとは赤、黄、緑の重症、中症、
軽症を区分けする場所でございますので、その
場所からなるべく緊急的に早急に搬送すること
を目的としておりますので、一番軽症と思われ
るところに授乳室というのがつくれるかつかれ
ないか、現状のところでは計画はありません。

ただし、災害というのはどういう状況になる
かはわかりませんので、非常に搬送が遅延する
とか、いろいろな状況が出てきた場合に関しま
しては、特に軽症患者に関しましては囲うとか、
そういうところは必要だと考えておりますし、
もしくは小さいタープとかを準備しなければな
らないときもあるかもしれませんが、基本的に
最前線に関しましては医療が中心になりますの
で、このところを御理解していただきたいと考
えております。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 消防団の各分団の車両等更
新については理解した部分ですけれども、消防
車両も特殊車両ということで発注してから納車

まで期間があるというように聞いております。
そういった意味もありまして、計画を立てると
いうことが大事だと思うんですけれども、その
辺のところは納期、そういったものも含めてお
聞かせいただきたいと思います。

それから、授乳テントの件は、どんなときに
災害が起こるかかわからないというようなことで
ありまして、やはりこれはあすには東日本大震
災もあってそのときの授乳対策がなっていない
というようなことがあったので、これも必要に
なってきたという状況があるので本市も考
えていくべきだというふうに思うので、この辺
のところもしっかりと取り入れていただきたい
というふうに思います。

次に、庁舎内のアスベスト除去ということだ
ったんですけれども、そちらのほうの進捗状況、
計画、今現時点でどのような状況になっている
のかお伺いいたします。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 アスベストに関してお答え
いたします。消防庁舎のアスベストに関しまし
ては、消防庁舎は昭和48年に建築され、途中、
アスベストの封じ込め工事を行っております。
それ時点から主に28年ほどたっておりますの
で、経年劣化により除去しなければならないと
判断し、健康被害を考慮したところで除去工事
を計上したものでございます。実施に当たりま
しては、令和2年と令和3年から4年に関しま
しては、債務負担行為により合計3年間で実施
したいと考えております。

前後いたしますが、次に、消防車両の納期等
に関しましてお答えいたします。消防車両に関
しては、機材により発注から納車までは期日の
差がありますけれども、車両に関してはおおむ
ね約半年ぐらいかかります。要するに機材の中

の機装に関しましていろいろと考えなければならぬこと、地元の要望も当然、聞かなければならぬことでもありますので、早急に作成するというのはなかなか難しいところがありまして、その程度の時間は読んでおります。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 地元の要求もあるという消防車両の問題もあったということでございますので、そういったことも含めて、やはりこれは年次計画に入れておくべき要望なのかなというふうに思っているところなんです。

あと、金額はどのくらいかかるのかちょっとお尋ねします。そして、割合もお聞かせください。要するに地元費用、そういったことも含めてですね。

それから、アスベスト対策ですけども、やはり24時間営業というか、大事な庁舎でありますので、本当に消防職員の健康というようなことも含めて早急に、本当ならば新しい庁舎にしていきたいというふうに思っているんですけども、そんなところも含めてぜひ大事にしていきたいなと思ったところでございます。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 車両機材に関してお答えいたします。消防団の車両に関しましては、小型動力ポンプつき積載車、上生居に納車予定したいと考えております。

金額といたしましては968万円ほど見込んでおります。

次に、アスベストの件でございますが、3年ほどかかると先ほどお答えいたしました。消防車両に関しましては、このアスベストが確認されているのは車庫の天井でございます。車庫の天井並びにボイラー室等、3階の小さな倉庫

などございますけれども、特に消防車両の車庫に関しましては大きい面積があります。しかし、冬期間、車両を外に出して工事するという事は私どもとしては考えておりません。特に精密機械である救急車両に関しましては中にはAEDもありますので冬期間の不作動ということも十分考えられますから、そういった関連、また消防の事業も重なることもありまして、その事業が重ならない、冬期間を除いたところの期間において工事を行いたいという考えから3年を計画したところでございます。

次に、新庁舎でございますが、近年における消防庁舎に当たりましては、他市の状況も十分考慮いたしまして研究を続けてまいりました。その中で消防庁舎に関しましては、おおむね新しい浸水区域にもなっていることも含めまして移転とか、もしくは改善を図るようなことは高さを上げるとか、そういうものは考えられると思いますけれども、そういうところは現状のところは早急にできる状況ではありませんが、研究は既に始めております。

質問前後いたします。消防車両の地元の負担の支出の御質問があったんですが、先ほどの消防車両に関しましては機材に関しても市の支出でございます。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 昭和48年ということの消防庁舎の新しい新庁舎ができればというような気持ちはあるんだというようなことで、これまで研究をされてきたということなので、これも含めてぜひ今後に生かしていただきたいと思っております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 消防団運営費についてお伺い

します。以前、防火水槽の泥上げのことで、予算の要望があったと思うんですけども、そちらのほうは今回、当初予算のほうに含まれているのかどうかお尋ねいたします。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 防火水槽の件に関しての堆積泥の泥上げに関しましては、現在のところ、無蓋防火水槽の有蓋化工事に同時にその防火水槽の泥上げ、いわゆる堆積泥の除去に関し、廃棄に関しまして同時に行っている現状でございます。単独で泥上げのみということは、現在のところ、計上しておりません。そのほか、耐震性防火水槽の工事を行って、その部分に関しては更新しますので泥上げを行っています。それは全て解体するため泥上げを行っているものであります。

○棚井裕一委員長 佐藤光義委員。

○佐藤光義委員 消防団のほうから東日本大震災以降でちょっと自粛してくれという話もあったんですけども、それが解禁になりまして、堆積量に関しましては結構多いという場所もあって、とても消防団だけでできないという話も聞いているんですけども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 消防団の皆様からの御協力もありまして泥上げを実施しておりますけれども、相当なる量のある防火水槽に関しましては、御相談に応じて有蓋化工事と同時に行うその計画を立てておりますのが現状でございます。

しかしながら、そういった箇所並びに移転要望もありますし、または除却の要望もあります。そういったものを全てもう一度調査しないと計画が立てられない現状が現在、あります。そのために、令和2年度におきましては、早々に無

蓋防火水槽を含んだ防火水槽の調査を行いまして、その計画のもととして、今後の堆積泥のみの必要性とか有蓋化の必要性、もしくは除却、要するに解体すると、もとに戻すということも十分考えながら計画を策定していきたいと考えております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
次に、10款教育費について当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 10款教育費について御説明申し上げます。108、109ページをお開き願います。

最初に、1項教育総務費であります。1目教育委員会費は1億2,968万7,000円で、前年度対比261万7,000円の減であります。職員人件費の減などによるものであります。

委員会運営費では、教育委員の報酬など教育委員会の運営、奨学金貸付基金利子分の基金繰出金に要する経費を措置するほか、教育長給与及び職員人件費であります。

2目教育指導費は6,163万円で、前年度対比972万7,000円の増であります。小学校の教科書採択及びICT化に伴う教師用教科書により増加したことによるものであります。

教育指導費では、教科書採択及びICT化に伴う教師用教科書、指導書の整備に要する経費、中学校体育大会等生徒派遣などへの補助金、各種負担金を措置し、魅力ある学校づくり推進事業費では、キャリアスタートウィークや特色ある学校づくりを進めるための補助金、標準学力

検査、知能検査、教育心理検査QU委託料などを措置し、次のページ、110、111ページをお開きください。

教職員研修費では、指導力向上のため各種研修講座や研修会の実施に係る経費、QU調査結果の活用に要する経費を措置し、教育支援充実事業費では、課題を抱える児童・生徒への教育相談と保護者に対する相談、支援活動等を行う別室登校学習指導員の配置、特別支援学級に在籍する児童の学校生活を支援する学校生活指導員、通常学級に在籍するさまざまな障がいを持つ児童・生徒に対して学校生活上の介助や学習支援を行う学校教育支援員の配置、ICTを活用した授業サポートや校務サポートのためのICT活用支援員の派遣、外国籍の児童・生徒への日本語習得を支援する支援者報償金などの経費を措置しますが、新たに各学校に中学校部活動指導員を配置し、教員負担の軽減を図ってまいります。

英語教育推進事業費では、小・中学校の英語教育の充実を図るため、外国語指導助手ALTの配置に要する経費を措置するところですが、ALT3名中、1名について日本人ALTとして地域おこし協力隊員を配置し、その経費については2款総務費の地域おこし協力隊推進事業費に措置するものであります。

地域ぐるみの学校安全体制整備事業費では、地域学校安全指導員の配置などに要する経費を措置するものであります。

3目教育研究費は388万2,000円で、前年度対比127万円の減であります。教材の印刷製本費の減によるものであります。

教育研究所運営費では、「文集かみのやま」の発行、教育研究会事業への補助などの経費を措置し、理科教育センター運営費では、教材研

修会や理科研究作品展の開催などに要する経費を措置し、教育相談所運営費では、教育相談員による学習不適應児童・生徒などの教育相談、就学入級判定などに要する経費を措置するものであります。

次のページ、112、113ページをお開き願います。

4目就園就学奨励費は94万8,000円で、前年度対比1,055万4,000円の減であります。幼児教育・保育の無償化に伴い、従来予算措置していた幼稚園就園奨励補助金にかわり、新たな私立幼稚園利用者への支援事業を3款民生費の保育所等管理運営費に措置したことによるものであります。就学時健康診断費では、就学予定児童の健康診断に要する経費を措置し、私立高等学校就学奨励補助費では、私立学校に在学する生徒を持つ市民税非課税等世帯の保護者の負担軽減を図るため補助金を措置するものであります。

次に、2項小学校費であります。1目学校管理費は1億5,348万6,000円で、前年度対比942万3,000円の増であります。施設修繕工事費と職員人件費の増によるものであります。

小学校管理費では、各小学校の施設の光熱水費、各種維持管理業務委託料等の経費のほか、学校図書館司書等の人件費を措置し、小学校保健対策費では、学校医等の報酬や健康診断などに要する経費を措置し、小学校整備事業費では、南小学校屋内運動場照明の更新、南小学校プール改修工事、その他各小学校の修繕工事費を措置するほか、職員人件費であります。

次のページ、114、115ページをお開き願います。

2目教育振興費は5,921万9,000円

で、前年度対比171万4,000円の減であります。教育振興費では、授業に必要な消耗品、図書、教育用の備品、理科教育等設備備品の購入経費などを措置し、学校教育振興費では、山元地区、みはらしの丘地域の児童を対象とする山形市への教育事務委託金、義務教育教材等の経費、日本スポーツ振興センターなどへの負担金を措置し、小学校就学奨励費では、遠距離通学費補助金、要保護及び準要保護児童就学奨励費、特別支援教育就学奨励費を措置し、教育機器整備事業費では、学習用サーバーと校務支援システムの導入、校務用パソコンの賃借料などを措置し、スクールバス運行事業費では、中山地区及び旧西郷第二小学校区の南小学校児童のため運行するスクールバス2台、宮川小学校の児童のため運行するスクールバス3台、中川小学校、北中の児童・生徒のため1台の計6台の運行経費を措置するものであります。

次に、3項中学校費であります。1目学校管理費は8,528万9,000円で、前年度対比1,327万6,000円の減ですが、中学校整備事業費と職員人件費の減などによるものであります。

中学校管理費では、各中学校の施設の光熱水費、各種維持管理業務委託料等の経費のほか、学校図書館の司書の雇用、いす等の備品購入費などを措置し、中学校保健対策費では、学校医等の報酬や健康診断などに要する経費を措置し、次のページ、116、117ページをお開きください。

中学校整備事業費では、北中学校プールサイド改修工事のほか、施設の維持補修に係る工事請負費を措置し、そのほか職員人件費であります。

2目教育振興費は2,228万2,000円

で、前年度対比609万4,000円の減であります。教育機器整備事業で無線LANの整備が完了したことによるものであります。

教育振興費では、授業に必要な消耗品、図書、教育用備品、理科教育等設備備品の購入経費を措置し、学校教育振興費では、山形第九中学校へ通う生徒の教育事務委託金、義務教育教材等の経費を措置し、中学校就学奨励費では、遠距離通学費補助金、要保護及び準要保護生徒就学奨励費、特別支援教育就学奨励費、被災生徒就学奨励費を措置し、教育機器整備事業費では、学習用サーバーと校務支援システムの導入、校務用パソコン及び無線LAN機器の賃借料等を措置するものであります。

次に、4項学校給食費であります。1目学校給食費は3億1,560万6,000円で、前年度対比1億1,566万5,000円の増ですが、令和2年度から給食に係る歳入歳出を一般会計予算で扱うこととなり、歳出では主に賄い材料購入費を措置することによるものであります。

給食センター管理費では、PFI方式で建設した学校給食センターの建物等購入費や施設管理業務委託料、修繕費や光熱水費等の維持管理及び運営経費、食物アレルギー除去食の提供を含む調理等業務の民間委託に要する経費、新たに賄い材料費を措置し、そのほか職員人件費であります。

次のページ、118、119ページをお開きください。

次に、5項社会教育費であります。1目社会教育総務費は7,745万8,000円で、前年度対比199万5,000円の増ですが、職員人件費の増などによるものであります。

社会教育総務費では、社会教育委員、社会教育指導員の報酬など社会教育に係る総務的経費を措置し、生涯学習推進事業費では、ゆうがく塾開催に係る補助金、事務経費を措置し、そのほか職員人件費であります。

2目公民館費は2億4,850万3,000円で、前年度対比1億3,236万5,000円の増であります。南部地区公民館耐震化に要する経費の増などによるものであります。

公民館管理費では、光熱水費、各種委託料など地区公民館の施設の維持管理等に要する経費を措置し、公民館運営費では、本庁地区の3地区公民館について、事務長及び地域活動推進員等の報酬、地域活動交付金など公民館活動に要する経費を措置し、支所・出張所地区の7地区公民館については、指定管理料を措置するものであります。

次のページ、120、121ページをお開き願います。

公民館整備事業費では、中川地区公民館の天井及び照明設備改修、山元地区公民館の消火設備整備に要する経費を措置し、公民館耐震化事業費では、南部地区公民館の耐震補強工事に要する経費を措置するものであります。

3目青少年女性費は1,249万3,000円で、前年度対比44万5,000円の増であります。青少年費では、わんぱく交歓研修会、少年少女球技大会などの開催経費、ジュニアリーダーあすなろに係る経費のほか、関係団体等への補助金などを措置し、成人式事業費では、成人式開催に要する経費を措置し、女性費では、女性のつどい開催に係る経費を措置し、放課後子ども教室推進事業費では、かみのやま寺子屋、けやきっずのほか、東、中川、中山の各地区公民館が主体となり開催する放課後子ども教室の

運営経費や放課後子ども教室コーディネーター報酬、教育活動推進員報償費などを措置するものであります。

4目文化芸術費は2,685万9,000円で、前年度対比1,457万7,000円の減であります。旧尾形家住宅の駐車場整備が完了したこと、武家屋敷及び檜下宿での茅屋根改修の減などによるものであります。

文化財等保護管理費では、文化財専門員の報酬など文化財の保護管理に要する経費など、次のページ、122、123ページをお開き願います。

文化芸術振興事業費では、小・中学校音楽演劇教室公演委託料、総合文化祭開催負担金などのほか各種イベント、関係団体への負担金や補助金などを措置し、ふるさと文化振興事業費では、文化財の保存会や文化団体等への支援に要する経費を措置し、武家屋敷保存活用事業費では、武家屋敷管理人の報酬や武家屋敷の維持管理に要する経費などを措置し、国史跡羽州街道檜下宿金山越保存活用整備事業費では、市民史跡保存活動に要する経費や檜下宿の景観整備の補助金、檜下宿庄内屋茅屋根修繕工事費などを措置し、基金積立金では、ふるさと文化基金の利子積立金を措置するものであります。

5目図書館費は6,186万3,000円で、前年度対比32万2,000円の増であります。図書館管理運営費では、人件費のほか図書館の管理運営、図書購入に要する経費、二日町プラザ管理組合への施設維持管理負担金や上山二日町再開発株式会社への駐車場使用負担金などを措置するものであります。

次のページ、124、125ページをお開きください。

次に、6項保健体育費であります。1目保

健体育総務費は3,743万2,000円で、前年度対比347万6,000円の減であります。職員人件費の減などによるものであります。

保健体育総務費では、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員の報酬、県縦断駅伝競走大会へのチーム引率旅費、圧雪車や乗用草刈機など施設維持機器の保険料などの経費を措置するほか、職員人件費であります。

2目体育振興費は4,631万3,000円で、前年度対比1,716万7,000円の増であります。東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業費の増などによるものであります。

スポーツ振興事業費では、県スポーツ振興21世紀協会負担金、県縦断駅伝競走大会、市総合体育大会などに係る委託料、県総合スキー大会など各種大会に係る負担金などを措置し、競技スポーツ振興事業費では、競技力向上対策事業委託金を措置し、生涯スポーツ振興事業費では、市民スポーツ教室や家庭ソフトバレーボール大会等の開催委託料のほか、ツール・ド・ラ・フランス大会負担金、市民スポーツレクリエーション祭、レクリエーション協会への補助金などを措置し、スポーツ団体等育成費では、体育協会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団への補助金を措置し、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業費では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウンとして、国際交流員(CIR)の人件費、東京2020事前キャンプ受入実行委員会負担金などを計上し、ポーランド共和国陸上競技選手の事前合宿受け入れと交流事業に必要な経費を措置するものであります。また、聖火リレー山形県実行委員会負担金、

日本人オリンピックとの交流に係る経費を措置するものであります。

次のページ、126、127ページをお開き願います。

3目体育施設費は1億7,851万7,000円で、前年度対比503万2,000円の減であります。体育施設等整備事業費の減などによるものであります。

体育施設等管理運営費では、体育文化センター等各体育施設の指定管理料や維持管理に係る委託料など、体育施設の管理運営に要する経費を措置し、体育施設等整備事業費では、新たに市民総合運動広場テニスコート人工芝張りかえ工事に要する経費などを措置するものであります。

4目蔵王坊平アスリートヴィレッジ費は3,286万3,000円で、前年度対比281万1,000円の増ですが、蔵王坊平アスリートヴィレッジ管理費では、たいらぐら及び猿倉イベントパークの指定管理料、国有林野土地借り上げ料などを措置し、蔵王坊平アスリートヴィレッジ振興費では、蔵王坊平アスリートヴィレッジ構想推進協議会負担金の計上と蔵王坊平アスリートヴィレッジ合宿利用者支援事業補助金について(仮称)アスリートリカバリーセンター利用者への助成を拡充して計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願います。

○棚井裕一委員長 10款教育費の質疑に入る前に、この際、正午にもなりますので、昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 開 議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより10款教育費について質疑に入りますが、質疑は区分して行います。

初めに、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項学校給食費について質疑、発言を許します。高橋要市委員。

○高橋要市委員 教育支援充実事業についてお尋ねいたしますが、新年度の予算が350万円ほど前年度よりプラスになっているということで、この付属資料の14ページになりますが、部活動指導員の配置ということで新規の事業となっておりますが、それに伴う予算の計上かと思えます。たしか1名というふうに記憶しているんですけども、改めて人数と、そして、その資格、どういった資格をお持ちなのか、そのところをお示しいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 まず、部活動指導員につきましてその職務でございますが、具体的には実技の指導、それから安全、障がい予防に関する知識、技能の指導、学校外での活動の引率、用具及び施設等の点検、そういったものが主な業務でございます。

各学校に1名配置するというところで現在、考えているところであります。

資格につきましては、基本的に学校の教職員免許というところもございしますが、そこにとらわれずに、指導が認められる者、そういった方を選任していきたいと考えているところであります。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 非常に多岐にわたる職務にな

るのかなというふうに思いますが、働き方改革の一環ということで、今後、そういった形で指導員をふやしていくという市の考え方もあるのかどうかお示しいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 ふやすことにつきましては、令和2年度については、まずは1名ということで、それから県のほうからどういった方針が来るのか、予算づけがどんなふうになるのかということ踏まえながら、我々のほうでも検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 若干前後しますが、そうしますと、現時点においては各学校1名、特定はもうされていらっしゃるということでよろしいのでしょうか、お示ください。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 特定しているというところではございません。現在、募集をしているというところでございます。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 先ほど言いましたとおり、働き方改革の一環ということで、教員の土日の部活動の指導ですとか、あるいは顧問の先生として経験のないスポーツにつかなければいけない精神的な苦痛とか、さまざまなことを配慮してのそういった施策を本市でもとっていくということで、そういった時代の移り変わりつつあるのかなということである程度理解をしております。

ただ、人の選抜について現時点で決まっていないということは、4月からスタートできるということではないのかと思いますが、具体的に

はどのような形で人選といたしますか、していく予定なのか。もしありましたらお示しいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 基本的には公募ということで進めていきますが、各学校でこういった人をお願いをしたいというところの推薦があれば、教育委員会の責任において選任し、そちらのほうをお願いするというふうなことも考えているところでございます。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 ちょっと部活動に関連するんですけれども、そういった形で、いわゆる学校側、指導者側の立場としてその働き方改革でそういったことを守っていくという考えには同調いたします。今後も進めていただきたいと思うのですが、一方では、部活動に関してはさまざまな問題もありまして、少子化に伴って部活動がなかなか成立しない、そういったところにもどうか御配慮をいただいて、改革という意味で次年度以降、将来的には必要なことかと思いますので、どうか認識をしていただければというふうに思います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 ただいまの委員の発言につけ足してお願いしたいと思います。

今、部活動の配置、3名ということがわかりました。そして、安全、引率、実技と指導というようなことの職務の内容もわかりましたけれども、これ毎日、部活動をするには、かなりの報酬が必要なのかというようなことも思うんですけれども、実際の時間帯というか、そういったことも含めてお示ししていただきたいのと、それからその前に授業や校務におけるICTの

活用でそういう推進のほうの内容も詳細にお示しいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 最初に御質問いただきました部活動の指導員についてでございますが、勤務日数は年間105日以内、トータル時間、総時間数につきましては年間210時間以内ということで考えているところであります。35週でならしますと週6時間程度ということで、あとは各学校でどういった活用を行っていくか、学校と部活動指導員との間で決めていくということになってくるといふように捉えているところでございます。

2つ目の御質問、ICT支援員であります。令和元年度より実施をしております。令和2年度につきましては、各学校への派遣回数等をふやしまして、学校におけるICT機器の活用、さらには校務支援サポート等も行っていくということを考えています。

○棚井裕一委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 部活動には、やはりそれを今までしていた先生方のコミュニケーション、子どもとのコミュニケーションというのが大事にしているわけですが、そういった時間がとれるかどうかというのもちょっと心配になってくるわけですね。誰でもいいわけでもないし、やはりその辺のところを緩和して、必ずしも本当にこの週6時間ですか、その時間帯に働き方改革の重要性のあるものの推進ができるような人材が選べるか。そして、さっき報酬の件もお伺いしたので、それは多分時間給なのかどうかも含めてお示してください。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 報酬につきましては、時間給となっております。年額約34万円程度

ということでございます。

なお、各学校でそれぞれの部活動指導員の方から、やはり子どもたちとの顔合わせといえますか、部活動の状況などを見ながら、とにかく急に行って指導するということがないようにしていかなければいけないというふうに捉えています。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

続いて、5項社会教育費、6項保健体育費について質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 5項の125ページの図書館費についてお尋ねします。

このたび、第2次上山市子ども読書活動推進計画も策定されまして、読書の重要性というのがますます増えていますけれども、この予算の備品購入費になるかと思えますけれども、令和元年度の1,100万円から550万円と半額に削減されたということで、必要な書籍が十分確保できないという声も寄せられています。この半減した根拠についてお尋ねします。

○棚井裕一委員長 生涯学習課長。

○渡辺るみ生涯学習課長 これまで篤志家の方からの御寄附をいただいて図書資料について整備してきております。この予算でありますけれども、平成28年度に寄附をいただきまして翌年度からの図書購入費のために積み立てを行っております。その後、3年間の積み立ての取りくずしによって整備してきております。令和元年度につきましては、その3年分の最後の積立額、加えて新たに500万円ほど寄附をいただきまして令和元年度は1,100万円ほどというような予算になっております。令和2年度につきましては、その積み立ての取りくずしも終

わりましたので、平成27年度の当初の予算程度ということで予算が戻っているというようなことになっております。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 寄附の以前の状態に戻ったということで了解しました。今後もし寄附があったら、やっぱり子どもたちの図書購入という夢を広げる方向で使っていただければと思います。

もう一つ、6項の127ページになりますが、体育施設等整備事業費についてお尋ねします。

テニスコートの人工芝張りかえということで、これまでは砂入り人工芝だったと思うんですけども、形態としては同じような形態になるのでしょうか。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 当初の形態をそのままの部分に改修するという形になります。張りかえして砂も入れてという形で新たにやるという形になります。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 世界標準というか、伊達公子さん、女子プロの、今は指導者になっていますがけれども、やはり日本のテニス弱い理由は砂入り人工芝コートがほとんどで、世界標準のハードコートとかクレイコートがほとんどないということを指摘しまして、全国各地を回ってはそういうハードコートとクレイコートの導入を訴えているらしいんですけども、今回はそういうことで了解しました。工事期間とその期間、練習できるのかどうか、お示してください。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 通年といえますか、雪のない時期については利用が多いわけですが、大会等を調整しまして工事期間を

設定し、今から調整、2カ月程度を設けて計画したいというふうに考えております。

○**棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。高橋義明委員。

○**高橋義明委員** 本庄地区公民館の下水道の供用についてお伺いしたいわけですが、平成30年度に皆沢地区に入ったわけで、本庄地区公民館のエリアは、平成30年度に整備されていると。そして、平成31年あるいは令和元年度には供用開始はされておられません。当然、付近の市民のほうでは供用開始しているわけですが、なっていないと。そして、令和2年度の予算を見ても下水道供用の予算が置かれていないということですので、今後の展望についてお伺いしたいと思います。

○**棚井裕一委員長** 生涯学習課長。

○**渡辺るみ生涯学習課長** 本庄地区公民館の下水道の接続工事についてでありますけれども、上下水道課のほうより枝管の設置について、公民館の裏側の道路の枝管の設置については、令和2年度中の工事ということで聞いておりましたので、公民館の接続工事につきましては令和3年度に実施する予定であります。

○**棚井裕一委員長** 高橋義明委員。

○**高橋義明委員** 令和2年度に枝管を設けるといことになると、裏側に体育館がございますのでそこまでの一体的な工事になるのかなというふうに思っております。それを踏まえて次年度、つまりは令和3年度に実施するんだというふうな答弁だと思いますが、この件について本庄地区公民館あるいは地区会に対しての周知というものはなされているのでしょうか。

○**棚井裕一委員長** 生涯学習課長。

○**渡辺るみ生涯学習課長** 公民館等への周知はまだ行っておりませんでした。これは先ほど申

上げましたとおり、上下水道課のほうの工事が令和2年度中ということでありましたので、そちらが完了してからということでの予定をしておりました。

○**棚井裕一委員長** 高橋義明委員。

○**高橋義明委員** そういう計画がなっているのであれば、あらかじめそういう予定でありますということを知ることによって、いわゆる利用者の心の安定も図られると。心の準備というのもありますので、そういうことが示されていないと、地区民の不安が出てくるというふうに思いますので、今後、速やかに周知をお願いしたいところであります。

○**棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。高橋要市委員。

○**高橋要市委員** 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業費についてお尋ねしたいと思いますが、ホストタウン交流事業ということで国際交流員を中心としたポーランド共和国及びオリンピックとの交流事業に取り組むということですが、その具体的な交流事業についてお示しいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○**棚井裕一委員長** スポーツ振興課長。

○**高橋秀典スポーツ振興課長** まず、交流事業という部分につきましては、ポーランドということで事前合宿を行う選手も含めてということで考えておりますので、そちらを中心ということでまず計画いたします。

あと、国際交流員につきましても市民対象ですとか、団体対象の交流事業、もしくは勉強会なども含めての交流という認識に至っているところであります。

また、オリンピックというのは日本のオリンピックという形の分類に計画しているところで

あります。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 その交流事業の開催時期とか、具体的には計画的にどのようなことをするのかとか、そういった計画のわかる範囲内でお示しいただければと思いますが、よろしくお願いたします。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 まず、事前合宿につきましても、計画でしか今のところ来ていませんので、そちらに合わせて対応していくという形で、その他につきましても随時国際交流員についても対応できる体制をとっております。

主として何をやる、具体的な、例えばポーランドとの交流としてこういったことをしますという部分につきましても、ポーランドの大学生との交流、それについても事前合宿に合わせた時期ということで想定しております。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 オリンピックの終了後、そのポーランド共和国と本市とのつながりといいますか、そういったことをもってホストタウン事業というものが一つの目的とあるのかなというふうに思います。例えば地域を活性化させるとか、そういった目的を捉えてオリンピック終了後にはどのような事業展開を考えておられるのかお示しをいただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 オリンピック終了後につきましても、具体的にどういった交流をということは現状では計画はないという形です。これから、例えばポーランドの陸上に関する交流、または大学との交流、あと国際交流員を通じた事業の経過を見て、どういった部分

が出てくるのかということ判断しながらというふうに検討すべきと考えております。

○棚井裕一委員長 高橋要市委員。

○高橋要市委員 ぜひオリンピックまでの準備期間、当然、現在も国際交流員、活躍していただいておりますとか、そういった各地で動きなどもあるかと思っております。そういったものを今後、活用しながら、いい意味でですね、オリンピック終了後、どのようにつなげていくかということも十二分に検討していくべきかなというふうに思います。私も考えていきたいと思いますが、1点、現在コロナウイルスということで世間をにぎわせておりますけれども、現段階においてポーランド共和国のホストとなりますけれども、ポーランド共和国から見て、例えば情報として山形あるいは上山あたりがどのように映っておられるのかお示しをいただきたいと思いますが、お願いたします。

○棚井裕一委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 その分野につきましても、特に話というのはございません。オリンピックについても、通常どおり開催する予定として今進められておまして、途中経過、マラソンと競歩について北海道に変わったということでそちらの対応をこちらのほうは今検討しているという部分で、コロナウイルス対応の見方というような部分の話というのはまだありません。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款予備費について一括して説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 11款災害復旧費について御説明申し上げます。126、127ページをお開き願います。

1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費は100万円で、前年度対比40万円の減であります。農業用施設災害復旧事業費（単独）は、農業用施設の災害復旧に要する経費を措置するものであります。

2目林業用施設災害復旧費は110万円で、前年度対比80万円の減であります。林業用施設災害復旧事業費（単独）は、林業用施設の災害復旧に要する経費を措置するものであります。

次のページ、128、129ページをお開き願います。

2項土木施設災害復旧費1目単独土木施設災害復旧費は846万1,000円で、前年度と同額であります。土木施設の災害復旧に要する経費を措置するものであります。

2目公共土木施設災害復旧費は1,520万円で、前年度と同額であります。公共土木施設の災害復旧に要する経費を措置するものであります。

次に、12款公債費について御説明申し上げます。

1項公債費1目元金は12億3,300万円で、前年度対比1億200万円の増であります。市債の償還元金であります。

2目利子は9,050万円で、前年度対比1,850万円の減であります。市債及び一時借入金の利子を措置するものであります。

最後に、13款予備費であります。1項1目予備費は2,000万円で前年と同額を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について、当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 それでは、歳入の事項別明細書について御説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開き願います。

最初に、1款市税について御説明申し上げます。

1項市民税であります。1目個人は10億6,550万円で、人口動態、令和元年の給与所得、農業所得等の実績見込みを勘案し、前年度対比1,220万円の減とするものであります。

1節現年課税分は調定見込み額の98.5%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込み額の18%を見込み計上するものであります。

2目法人は2億4,250万円で、企業業績の推移等から前年度対比710万円の減とするものであります。

1節現年課税分は調定見込み額の98.3%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込み額の9%を見込み計上するものであります。

2項1目固定資産税は18億1,030万円で、家屋で工場等の新增築分を見込み、前年度対比5,300万円の増とするものであります。

1節現年課税分は調定見込み額の97.4%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込み額の4.

9%を見込み計上するものであります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は970万円で、前年度対比30万円の増とするものであります。

次のページ、16、17ページをお開きください。

3項軽自動車税は制度改正により環境性能割りと新たに種別割により計上し、1目環境性能割は500万円で、前年度対比400万円の増とするものであります。軽自動車の新車登録台数を見込み計上するものであります。

1節現年課税分は調定見込み額の100%を見込み、2節滞納繰越分は存目程度の1万円を見込み計上するものであります。

2目種別割は9,570万円でありましたが、登録実績から見込んだものであります。

4項1目市たばこ税は1億5,460万円で、前年度対比1,450万円の減とするものであります。税率の低い加熱式たばこの普及と旧3級品の売り上げ減少を勘案したものであります。

5項1目入湯税は3,945万円で5万円の減であります。入湯客数の見込みによるものであります。1節現年課税分は調定見込み額の100%を見込み、2節滞納繰越分は存目程度を計上するものであります。

次のページ、18、19ページをお開きください。

6項1目都市計画税は2億1,170万円で、実績見込みにより前年度対比1,750万円の減とするものであります。

1節現年課税分は調定見込み額の97.0%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込み額の4.6%を見込み計上するものであります。

7項旧法による税1目軽自動車税は30万円

であります。軽自動車税の制度改正に伴い計上するものであります。

次に、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金について御説明申し上げますが、それぞれ令和元年度の実績見込み及び国の地方財政対策を考慮し、見込んだものであります。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税は3,000万円で、前年度対比200万円の減とするものであります。

2項1目自動車重量譲与税は8,400万円で、前年度対比300万円の増とするものであります。

3項1目森林環境譲与税は1,096万3,000円で、森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、令和元年度から国から市に譲与されているもので、所定の譲与割合と基準により見込んだものであります。

3款利子割交付金1項1目利子割交付金は200万円で、前年度対比200万円の減とするものであります。

次のページ、20、21ページをお開きください。

4款配当割交付金1項1目配当割交付金は600万円で、前年度と同額とするものであります。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金は300万円で、前年度と同額とするものであります。

6款法人事業税交付金1項1目法人事業税交付金は1,700万円を計上するものであります。制度改正により市町村分の法人住民税法人税割の減収補填措置として創設されたものであります。

7款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金は6億4,000万円で、前年度対比7,

500万円の増であります。消費税率引き上げによるものであります。

8款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金は500万円で、前年度と同額とするものであります。

9款環境性能割交付金1項1目環境性能割交付金は1,000万円で、前年度対比400万円の増であります。自動車取得の実績から見込んだものであります。

10款地方特例交付金1項1目地方特例交付金は2,000万円で、前年度と同額とするものであります。

次のページ、22、23ページをお開きください。

11款地方交付税1項1目地方交付税は37億5,000万円で、普通交付税は令和元年度の実績、国の地方財政対策の内容を考慮し33億3,000万円を見込み、特別交付税は過去5年の交付実績などから4億2,000万円と前年同額を見込み、合わせて前年度対比1億3,000万円の増とするものであります。

12款交通安全対策特別交付金1項1目交通安全対策特別交付金は500万円で、前年度と同額とするものであります。

次に、13款分担金及び負担金について御説明申し上げます。

1項分担金1目総務費分担金は272万9,000円で、前年度対比3,000円の減であります。防犯灯LED化整備事業分担金を計上するものであります。

2項負担金1目民生費負担金は6,982万円で、前年度対比2,779万9,000円の減であります。幼児教育・保育の無償化による児童福祉費負担金の減によるものであります。

1節社会福祉費負担金は、高齢者福祉施設入

所負担金などを計上し、2節児童福祉費負担金では、保育施設入所負担金などを計上するものであります。

2目教育費負担金は77万9,000円で、前年度対比8,000円の減であります。小学校、中学校の日本スポーツ振興センター負担金を計上するものであります。

14款使用料及び手数料について御説明申し上げます。

1項使用料1目総務使用料は419万8,000円で、前年度対比200万4,000円の減であります。市有建物使用料、市営予約制乗合タクシー利用料、市営バス利用料（市中心部循環バス）などを実績見込みにより計上するものであります。

2目民生使用料は2,756万4,000円で、前年度対比172万8,000円の減であります。児童館等使用料、延長保育利用料を実績見込みにより計上するものであります。

次のページ、24、25ページをお開きください。

3目衛生使用料は192万4,000円で、前年度対比2,000円の減であります。飲料水供給施設水道料金、斎場使用料などを計上するものであります。

4目農林水産業使用料は326万円で、前年度対比65万3,000円の増であります。芳刈放牧場使用料を増額計上するほか、櫛下宿滝沢屋使用料などを計上するものであります。

5目商工使用料は454万6,000円で、前年度対比3万8,000円の増であります。かみのやま温泉観光案内所のテナントなどからの市有土地建物使用料、かみのやま温泉駐車場利用料、蔵王坊平国設野営場使用料などを計上するものであります。

6目土木使用料は2,094万4,000円で、前年度対比86万9,000円の減であります。道路占用料、市営住宅使用料などを実績見込みにより計上するものであります。

7目教育使用料は206万円で、前年度対比5万4,000円の増であります。旧尾形家住宅、武家屋敷、市民球場などの使用料を計上するものであります。

次に、2項手数料1目総務手数料は1,957万7,000円で、前年度対比33万1,000円の増であります。仮ナンバー交付、諸証明、地図等の写交付、戸籍、住民基本台帳などに係る手数料を計上するものであります。

次のページ、26ページ、27ページをお開きください。

2目衛生手数料は717万5,000円で、前年度対比8,000円の増であります。狂犬病予防注射済票交付、不燃物等処理などの手数料を計上するものであります。

3目農林水産業手数料は3万6,000円で前年度と同額であります。農地関係証明手数料などを計上するものであります。

4目土木手数料は2,000円で前年度と同額であります。土地に関する証明手数料を計上するものであります。

5目消防手数料は15万7,000円で前年度と同額であります。危険物施設許認可検査手数料などを計上するものであります。

3項1目証紙収入は4,070万円で前年度と同額であります。有料ごみ袋の証紙収入を計上するものであります。

次に、15款国庫支出金について御説明申し上げます。

1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は10億7,150万円で、前年度対比1,899万

1,000円の増であります。低所得者保険料軽減負担金と子育てのための施設等利用給付交付金の皆増などによるものであります。

1節社会福祉費国庫負担金では、国民健康保険基盤安定費負担金、障がい者自立支援給付費負担金などを計上し、2節児童福祉費国庫負担金では、児童扶養手当給付費負担金、障がい児施設給付費等負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、子育てのための施設等利用給付交付金を計上し、3節児童手当国庫負担金では、児童手当負担金を計上し、4節生活保護費国庫負担金では、生活保護費負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金を計上するものであります。

2目衛生費国庫負担金は47万円で前年度と同額であります。母子衛生費負担金を計上するものであります。

3目災害復旧費国庫負担金は1,000万5,000円で前年度と同額であります。土木施設災害復旧事業負担金を計上するものであります。

次のページ、28、29ページをお開き願います。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は3,459万5,000円で、前年度対比2,548万5,000円の増とするものであります。マイナンバーカード普及に要する個人番号カード交付事業費・事務費補助金が増額となり、ほか社会保障・税番号制度システム整備費補助金、地方創生推進交付金を計上するものであります。

2目民生費国庫補助金は3,977万6,000円で、前年度対比3,176万5,000円の減であります。プレミアムつき商品券事業費補助金が皆減となったことなどによるものであります。地域生活支援事業費補助金、子ども

も・子育て支援交付金、母子家庭等対策総合支援事業費補助金などを計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金は4,587万1,000円で、前年度対比3,871万3,000円の増とするものであります。総合子どもセンターめぐりあでの空調設備改修の財源となる二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を新たに計上することなどによるものであります。また、浄化槽設置整備事業費交付金、母子衛生費補助金のほかに、風疹追加的対策として特定感染症検査等事業費補助金を計上するものであります。

4目農林水産業費国庫補助金は381万7,000円で、前年度対比7万5,000円の減であります。特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金、美しい森林づくり基盤整備交付金を計上するものであります。

5目土木費国庫補助金は1億5,560万5,000円で、前年度対比4,451万3,000円の減であります。1節道路橋梁費国庫補助金で事業量に対応した社会資本整備総合交付金の減などによるものであります。

2節都市計画費国庫補助金で集約都市形成支援事業費補助金、3節住宅費国庫補助金で社会資本整備総合交付金、また、新たに空き家対策総合支援事業補助金を計上するものであります。

6目教育費国庫補助金は200万2,000円で、前年度対比815万4,000円の減であります。幼児教育・保育の無償化による制度改正で幼稚園就園奨励費補助金が皆減などによるものであります。

1節小学校費国庫補助金、2節中学校費国庫補助金とも特別支援教育就学奨励費補助金などを計上するものであります。

3項委託金1目総務費委託金は20万7,0

000円で、前年度対比3,000円の増であります。自衛官募集委託金、中長期在留者居住地届出等事務委託金を計上するものであります。

2目民生費委託金は585万6,000円で、前年度対比8万円の減であります。基礎年金事務委託金などを計上するものであります。

次のページ、30、31ページをお開き願います。

次に、16款県支出金について御説明申し上げます。

1項県負担金1目総務費県負担金は241万1,000円で、地籍調査事業負担金が前年度対比1,872万1,000円の減であります。令和2年度の地籍調査事業を令和元年度補正予算で計上し、繰越明許費とした財源により実施することに伴うものであります。

2目民生費県負担金は4億9,963万7,000円で、前年度対比1,500万3,000円の増であります。低所得者保険料軽減負担金の増と子育てのための施設等利用給付費の皆増によるものであります。

1節社会福祉費県負担金では、国民健康保険基盤安定費負担金、障がい者自立支援給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金など、2節児童福祉費県負担金では、障がい児施設給付費等負担金、子どものための教育・保育給付費県負担金など、3節児童手当県負担金では児童手当負担金、4節生活保護費県負担金では生活保護費負担金を計上するものであります。

3目衛生費県負担金は23万5,000円で、前年度と同額であります。母子衛生費負担金を計上するものであります。

2項県補助金であります。1目総務費県補助金は1,662万4,000円で、前年度対

比89万1,000円の減であります。市町村総合交付金、移住支援事業費補助金などを計上するものであります。

2目民生費県補助金は1億1,489万3,000円で、前年度対比82万2,000円の減であります。1節社会福祉費県補助金では、重度心身障がい者医療費補助金、子育て支援医療費補助金など、2節児童福祉費県補助金では、保育対策等促進事業費補助金、子どものための教育・保育給付費補助金などを計上するものであります。

3目衛生費県補助金は700万4,000円で、前年度対比123万円の増であります。地域子ども・子育て支援事業費補助金の増によるものであります。

1節保健衛生費県補助金では、健康増進事業費補助金、次のページ、32、33ページをお開き願います。地域子ども・子育て支援事業費補助金など、2節環境衛生費県補助金では浄化槽整備促進事業費補助金を計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金は1億6,848万8,000円で、前年度対比2,555万4,000円の増であります。産地パワーアップ事業費補助金の増などによるもので、1節農業費県補助金では、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金、産地パワーアップ事業費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金などを計上し、2節林業費県補助金では、森林病虫害等防除事業補助金、みどり豊かな森林環境づくり推進事業費補助金などを計上するものであります。

5目土木費県補助金は1,786万円で、前年度対比724万円の減であります。住宅リ

フォーム総合支援事業費補助金を実績見込みにより計上するものであります。

6目教育費県補助金は2,252万1,000円で、前年度対比241万5,000円の増であります。放課後児童健全育成事業補助金の増額計上と、次のページ、34、35ページをお開き願います。新たに山形県教職員働き方改革推進事業費（部活動指導員）補助金を計上することによるものであります。ほかに新聞を活用した教育活動への支援事業補助金などを計上するものであります。

次に、3項委託金であります。1目総務費委託金は7,730万6,000円で、前年度対比753万6,000円の減であります。県議会議員選挙費及び参議院議員通常選挙費委託金の皆減などによるものであります。

令和2年度は新たに山形県知事選挙費委託金、国勢調査委託金を計上し、ほかに県民税徴収委託金などを計上するものであります。

2目民生費委託金は601万8,000円で、前年度と同額であります。民生委員活動費委託金などを計上するものであります。

3目衛生費委託金は3万円で、前年度と同額であります。地下水位計等施設管理観測委託金を計上するものであります。

4目農林水産業費委託金は28万7,000円で、前年度対比3,000円の増であります。地すべり対策事業土地改良財産管理委託金などを計上するものであります。

5目商工費委託金は49万6,000円で、前年度と同額であります。野鳥の森維持管理委託金などを計上するものであります。

6目教育費委託金は1万5,000円で前年度と同額であります。学校基本調査委託金を計上するものであります。

次に、17款財産収入について御説明申し上げます。

1項財産運用収入であります。1目財産貸付収入は1,875万4,000円で、前年度対比126万8,000円の減であります。競馬場内厩舎跡地、ニュートラック松山などの市有土地建物貸付料、蔵王坊平小規模水道施設貸付料などを計上するものであります。

2目利子及び配当金は229万6,000円で、前年度対比60万円の減であります。財政調整基金利子などを計上するものであります。

次のページ、36、37ページをお開きください。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入は130万円で、前年度対比4,405万1,000円の減であります。蔵王みはらしの丘宅地分譲分を皆減とし、法定外公共物、立木の売り払い収入を計上するものであります。

2目物品売払収入は141万円で、前年度対比140万円の増であります。車両の処分による収入を計上するものであります。

18款寄附金1項1目寄附金は9億100万円で前年度と同額であります。一般寄附金、ふるさと納税寄附金を計上するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は3億3,200万円で、前年度対比1億4,170万円の減であります。財源不足に対応するための財政調整基金取りくずしを計上するものであります。

20款繰越金1項1目繰越金は1億円で、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上するものであります。

次に、21款諸収入について御説明申し上げます。

1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金は2

00万円で前年度と同額とするものであります。

2項1目市預金利子は50万円で前年度と同額であります。歳計現金預金利子を計上するものであります。

次のページ、38、39ページをお開きください。

3項貸付金元利収入であります。1目勤労者福祉貸付金元利収入は2,500万円で、前年度対比1,100万円の減であります。勤労者生活安定資金預託金返還金を貸付金の減に対応して減額計上するものであります。

2項乳用牛導入資金貸付金元利収入は1,320万円で、前年度と同額であります。乳用牛導入資金貸付金返還金を計上するものであります。

3目商工業振興貸付金元利収入は8億8,938万6,000円で、前年度対比3,027万4,000円の減であります。産業立地促進資金預託金返還金の減などにより減額するほか、商業活性化資金預託金返還金、長期安定資金預託金返還金などのほかに、新たに創業支援資金預託金返還金を計上するものであります。

4目再開発ビル再生整備貸付金元利収入は1,107万円で前年度と同額であります。上山二日町再開発株式会社がふるさと融資を活用して実施した二日町プラザ改装に係る再開発ビル再生整備貸付金返還金を計上するものであります。

4項受託事業収入1目特定健康診査等受託料は1,237万9,000円で、前年度対比42万8,000円の増であります。山形県後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者特定健康診査等受託料を計上するものであります。

5項雑入1目滞納処分費は1,000万円で、前年度と同額を計上するものであります。

2目弁償金は9,000円で、前年度と同額を計上するものであります。

3目雑入は2億3,828万2,000円で、前年度対比1億2,877万5,000円の増であります。学校給食費を一般会計の歳入として計上することなどによるもので、ほかに福祉医療費高額療養費、勝馬投票券発売所地元交付金、資源物売払収入、次のページ、40、41ページをお開きください。後期高齢者医療広域連合派遣負担金などを計上するものであります。

次に、22款市債について御説明申し上げます。

1項市債1目総務債は620万円で、前年度対比120万円の増であります。防災ラジオを整備する防災設備整備事業に充てるため計上するものであります。

2目民生債は4,730万円で皆増であります。総合子どもセンターめぐりあの空調設備を改修する子育て支援施設整備事業に充てるため計上するものであります。

3目農林水産業債は1,740万円で、前年度対比1,200万円の減であります。県営土地改良事業負担金で松沢地区農地整備事業などの県営土地改良事業負担金に充てるため計上するものであります。

4目商工債は450万円で、旧蔵王坊平国設スキー場管理センター及び蔵王坊平パトロール小舎の解体工事を行う公共施設除却事業に充てるために計上するものであります。

5目土木債は1億8,770万円で、前年度対比3,460万円の減であります。1節道路橋梁債では、市単独道路整備事業、県道路整備事業負担金、社会資本整備総合交付金事業、公共施設等適正管理推進事業での道路橋梁整備

事業に充てるため計上するものであります。

2節都市計画債では、公共施設等適正管理推進事業で、月岡公園などの公園施設長寿命化事業に充てるために計上するものであります。

次のページ、42、43ページをお開きください。

6目消防債は1億670万円で、前年度対比1,030万円の減であります。市単独消防施設・設備整備事業で、消防・救急車両の更新、耐震性貯水槽の整備などに充てるため計上するものであります。

7目教育債は1億6,400万円で、前年度対比8,750万円の増であります。公民館整備事業では南部地区公民館の耐震化事業に、文化財整備事業では檜下宿庄内屋茅屋根改修工事に、体育施設整備事業では市民総合運動広場テニスコート人工芝張りかえ工事等に充てるために計上するものであります。

8目災害復旧債は490万円で、前年度と同額であります。公共土木施設災害復旧事業に充てるため計上するものであります。

9目臨時財政対策債は3億3,600万円で、前年度対比1,100万円の減であります。地方財政対策等を踏まえて計上するものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げますので、前に戻りまして8ページをお開き願います。

記載のとおり、4つの事項に債務負担行為を定めるものであります。

住民情報クラウドシステム等運用業務につきましては、令和2年度から令和7年度までの期間で2億2,261万2,000円を限度額とするものであります。

排水設備等設置改造資金利子補給につきまし

では、令和3年度から令和7年度までの期間で、融資総額800万円の融資残高に対し、基準日における長期プライムレートに0.2%を加えた利率以内の割合で計算した額を限度額とするものであります。

消防庁舎アスベスト除去事業につきましては、令和3年度から令和4年度までの期間で3,326万4,000円を限度額とするものであります。

体育施設等芝管理業務につきましては、令和3年度から令和4年度までの期間で3,280万円を限度額とするものであります。

次に、第3表地方債について御説明申し上げます。

9ページをごらんください。

起債の目的及び限度額であります。防災設備整備事業ほか10事業及び臨時財政対策債であり、限度額の合計は8億7,470万円であります。

内容につきましては、歳入の22款市債で御説明したとおりであります。

次に、起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行によるものとし、利率につきましては、借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとするものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものであります。

最後に、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、さきに御説明申し上げたとおりであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入りますが、質疑は歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について一括して行います。質疑、発言を許します。川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 令和2年度の歳入全般についてお伺いいたします。

まず、予算編成から開陳に当たるまでは一定期間のタイムラグが考えられます。その中で、まず、歳入については非常に毎年、タイト目に見積もっているものなのかなと思います。ただ、この間、新型コロナの影響等もありまして、令和2年度の歳入という部分での影響というものが懸念される状況なのかというふうに思います。令和2年度、まず市税等を含めた歳入全般についてどのような影響があるのかについて、まず現段階の考え方についてお示しいただければと思います。

○棚井裕一委員長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 ただいま委員がおっしゃられた内容を含めまして経済状況については、報道等を注視しておりますけれども、現時点で明確な影響額というものを算定することは困難でありますので、当初予算の税収には反映していないところであります。

○棚井裕一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 まず、その数値を反映させることなんかは、もちろん、わかりませんし、これからどうなるかは全くわからないところであります。中でも直接的に関係してくるところとすれば、まず市税の算定については令和元年度に基づくものであるというふうに思います。この中で、例えば滞納分でありますとか、もう一つはふるさと納税寄附金を含めた寄附金の部分

ですね、こちらについては令和元年度と同様の額を見込んでいます。その影響、数値的な効果、影響はまだわからないところかなというふうに思いますが、この2点についても考え方をお示しいただければというふうに思います。

○棚井裕一委員長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 滞納の部分についてお答えいたします。確かに滞納部分の収納率アップにつきましては、本市の課題であるというふうに認識しております。今後とも収納率アップに全力を挙げて努めていきたいというふうに考えております。

○棚井裕一委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 ふるさと納税寄附金についてお答え申し上げます。ふるさと納税寄附金につきましてはかなりかた目の見積もりを今現在しているところでございますので、多少変動があったとしても、この金額については維持できるというふうに思っております。

○棚井裕一委員長 川崎朋巳委員。

○川崎朋巳委員 ふるさと納税の寄附金については令和元年度も増額で補正されているということもございまして、昨年同様、見込まれているのかなと思います。こちらについても引き続きよろしくお願ひします。

収納率の向上については、まずその取り組みについて、税務課の職員の方の取り組みに非常に敬意を表すところではございます。これからの経済状況、どうなるかわかりませんが、柔軟に対応していただきながらも、税負担の公平性から徴収については、毅然とした対応をもって取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えておりますが、こちらについて改めてお考えをお示しいただければと思います。

○棚井裕一委員長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 先ほどの経済状況の影響につきましては、影響額が明確になった時点で検討していきたいというふうに思っております。

なお、収納率アップの部分につきましては、大分職員も頑張っておりますけれども、ただ、その部分につきましては、法律を初めとした規則、規定に従いまして処理しているところがございますので、公平性を失わないよう、そして、その辺のところは明確に事務をとっていきたいというふうに考えております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 諸収入について伺います。学校給食費の公会計化に伴って学校現場での変化はどういうふうになるのか、あるいは執行部にとってはどういうふうな変化が起きるのか。特に滞納について今まで学校側で苦勞されてきたと思いますが、今後はどのような滞納に対する対応になっていくのかお願ひいたします。

○棚井裕一委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 学校給食の公会計化によって給食費の納入方法についてでありますけれども、現年度分についてはこれまでどおり学校長が徴収したものを市の一般会計のほうに納付していただくというような方法にさせていただきます。

過年度分の滞納分につきましては、学校の負担を軽減するという意味で、市のほうが学校給食センターの職員になる予定でありますけれども、滞納分については市のほうで直接徴収をするというような方法に変更をする予定であります。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 説明ですと、学校では特に変化がないという、滞納については給食センター

のほうでやるので、その分の負担は学校は減るけれども、あと特段変わったところはないという認識でよろしいんですかね。

○棚井裕一委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 現年度分の全ての学校給食費を直接市のほうで徴収するということになりますと、大がかりなシステムの整備等も必要になってきますので、当面はこれまでどおり、学校のほうで徴収していただき、特に負担となっていた過年度分の滞納分について市のほうで直接徴収するというような形に変更させていただきたいと思っております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
以上で、議第7号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第7号令和2年度上山市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時17分 開議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第8号 令和2年度上山市国民健康保険特別会計予算

○棚井裕一委員長 次に、議第8号令和2年度上山市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第8号令和2年度上山市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。予算書の130ページをお開き願います。

令和2年度上山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億8,000万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものであります。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した保険給付費に係る予

算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものがあります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、145ページ、146ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費6,850万円は、前年度対比347万6,000円の増であります。一般管理費では会計年度任用職員の報酬、国保連合会の共同電算処理委託料などを計上したものであります。

医療費適正化推進費では、国保連合会へのレセプト点検委託料などを計上したもので、そのほか職員人件費であります。

2目連合会負担金263万7,000円は、前年度対比28万1,000円の増であります。国保連合会運営負担金を計上したものであります。

2項1目賦課徴税費535万7,000円は、前年度対比32万8,000円の増であります。国民健康保険税納税相談員の報酬及び賦課徴収業務に係る費用等を計上したものであります。

3項1目運営協議会費25万2,000円は前年度と同額であります。国民健康保険運営協議会の運営経費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目趣旨普及費59万3,000円は、前年度対比24万9,000円の減であります。国保事業の健全な運営を図るため、被保険者等に対して制度等を周知するための経費を計上したものであります。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給

付費20億5,839万4,000円は、前年度対比8,899万円の減であります。一般被保険者の現物給付として被保険者数を6,834人と想定して計上したものであります。

2目退職被保険者等療養給付費60万円は、前年度対比834万8,000円の減であります。退職被保険者等の現物給付として被保険者数を2人と想定して計上したものであります。

3目一般被保険者療養費1,245万9,000円は、前年度対比67万3,000円の減であります。一般被保険者のコルセット等の現金給付を行うため、これまでの実績見込みにより計上したものであります。

4目退職被保険者等療養費20万円は、前年度対比4万円の減であります。退職被保険者等のコルセット等の現金給付を行うため、これまでの実績見込みにより計上したものであります。

5目審査支払手数料852万7,000円は、前年度と同額であります。国保連合会のレセプト審査に係る手数料を計上したものであります。

2項1目一般被保険者高額療養費2億7,599万4,000円は、前年度対比2,356万1,000円の減であります。これまでの実績見込みにより計上したものであります。

2目退職被保険者等高額療養費20万円は、前年度対比220万円の減であります。退職被保険者数を勘案し、これまでの実績見込みにより計上したものであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費100万円は、前年度と同額であります。これまでの実績見込みにより計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費20

万円は、前年度と同額であります。これまでの実績見込みにより計上したものであります。

3項1目一般被保険者移送費1万円は、前年度と同額であります。存目程度を計上したものであります。

2目退職被保険者等移送費1万円は、前年度と同額であります。存目程度を計上したものであります。

4項1目出産育児一時金1,050万円は、前年度対比210万円の減であります。1件あたり42万円を25人分計上したものであります。

5項1目葬祭費400万円は、前年度と同額であります。1件当たり5万円を80人分計上したものであります。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費5億9,944万5,000円は、前年度対比493万2,000円の増であります。県に対し一般被保険者医療給付費分として納付金を納めるため計上したものであります。

次のページをお開き願います。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等1億8,605万7,000円は、前年度対比165万9,000円の増であります。県に対し一般被保険者後期高齢者支援金分として納付金を納めるため計上したものであります。

3項1目介護納付金6,530万2,000円は、前年度対比190万2,000円の増であります。県に対し介護納付金分として納付金を納めるため計上したものであります。

4款共同事業拠出金1項1目共同事業拠出金1万円は前年度と同額であります。退職者リスト作成事務に係る拠出金であります。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業

費5,896万6,000円は、前年度対比134万2,000円の増であります。特定健診受診者数を2,600人と想定して計上するとともに、そのほか、特定保健指導などに係る経費を計上したものであります。

2項1目保健衛生普及費657万2,000円は、前年対比57万5,000円の増であります。健康づくり推進事業費では、各種健康づくり支援教室などの開催経費、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知などの経費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

6款基金積立金1項1目基金積立金150万円は、前年度と同額であります。国民健康保険基金の利子分などを積み立てるものであります。

7款公債費1項1目利子60万円は前年度と同額であります。一時借入金の利子を措置したものであります。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金400万円は、前年度と同額であります。一般被保険者の過誤納還付金であります。

2目退職被保険者等保険税還付金20万円は、前年度と同額であります。退職被保険者等の過誤納還付金であります。

3目国庫支出金等返還金10万円は、前年度と同額であります。国庫支出金等の過年度分の精算返還金であります。

2項1目高額療養費貸付金300万円は、前年度と同額であります。医療費を被保険者が医療機関に支払いできない場合に高額療養費相当額の95%を貸し付けるため計上したものであります。

2目出産費貸付金39万9,000円は、前年度と同額であります。出産費を医療機関に

支払うことができない場合に出産育児一時金の95%を貸し付けるため計上したものであります。

9款予備費1項1目予備費441万6,000円は、前年度対比270万2,000円の増であります。予備費を計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

139ページ、140ページをお開き願います。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税6億1,776万円は、前年度対比2,134万円の減であります。一般被保険者数及び課税対象額などの見込みにより計上したものであります。

1節医療給付費分現年課税分4億3,240万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分1億1,680万円、3節介護納付金分現年課税分5,310万円は、それぞれ調定見込み額に収納率92%の見込み額を計上し、4節医療給付費分滞納繰越分1,081万円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分288万円、6節介護納付金分滞納繰越分177万円は、それぞれ調定見込み額に収納率12%の見込み額を計上したものであります。

2目退職被保険者等国民健康保険税35万円は、前年度対比215万円の減であります。退職被保険者数及び課税対象額などの見込みにより計上したものであります。

1節医療給付費分現年課税分10万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分2万円、3節介護納付金分現年課税分2万円は、それぞれ調定見込み額に収納率92%の見込み額を計上し、4節医療給付費分滞納繰越分15万円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分2万円、6節介護

納付金分滞納繰越分4万円は、調定見込み額に収納率22%で、それぞれ見込み額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料20万円は、前年度と同額であります。国民健康保険税の徴収に係る督促手数料であります。

3款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金1万円は、前年度と同額であります。存目程度を計上しているものであります。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金23億8,952万8,000円は、前年度対比1億2,340万7,000円の減であります。県から交付される保険給付費等交付金を計上したものであります。

1節普通交付金23億5,746万7,000円は保険給付費分として計上し、2節特別交付金3,206万1,000円は、保険者努力支援分として1,311万7,000円を、次のページをお開き願います。特別調整交付金分(市町村分)として450万円を、県繰入金(2号分)として180万5,000円を、特定健康診査等負担金として1,263万9,000円を実績見込み額としてそれぞれ計上したものであります。

5款財産収入1項1目利子及び配当金150万円は、前年度と同額であります。国民健康保険基金の利子を計上したものであります。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金2億8,349万円は、前年度対比397万8,000円の減であります。1節保険基盤安定繰入金1億8,600万円は、保険税軽減分として1億2,100万円を、保険者支援分として6,500万円を実績見込み額として計上し、2節職員給与費等繰入金4,988万9,000円は、国民健康保険特別会計における職員給与費

などに対する費用を、3節出産育児一時金繰入金700万円は、出産育児一時金の3分の2の額を、4節財政安定化支援事業繰入金2,100万円は、病床数や保険税の応能割合等によって地方交付税に算入される額を、5節事務費繰入金1,960万1,000円は、国保事業運営のための対象事務費等をそれぞれ計上したものであります。

2項1目基金繰入金8,120万3,000円は、前年度対比4,100万5,000円の増であります。基金の取りくずし額を繰入金として計上したものであります。

7款繰越金1項1目繰越金100万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

8款諸収入1項1目一般被保険者延滞金70万円は、前年度と同額であります。一般被保険者の保険税に係る延滞金を計上したものであります。

2目退職被保険者等延滞金1万円は、前年度対比4万円の減であります。退職被保険者等の保険税に係る延滞金を計上したものであります。

2項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目一般被保険者第三者納付金70万円、2目退職被保険者等第三者納付金10万円は、前年度と同額であります。交通事故等の第三者の行為によって生じる納付金見込額を計上したものであります。

3目一般被保険者返納金1万円、4目退職被保険者等返納金1万円は、前年度と同額であります。それぞれの返納金を存目程度計上した

ものであります。

5目雑入341万9,000円は、前年度対比9万円の減であります。1節償還金339万9,000円は、高額療養費貸付金の償還金として300万円を、出産費貸付金の償還金として39万9,000円を計上し、2節雑入2万円は、貸付金返還延滞金として1万円を、前期高齢者療養費等交付金として1万円を計上したものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げます。

134ページをお開き願います。

住民情報クラウドシステム等運用業務につきましては、令和2年度から令和7年度までの期間で2,050万7,000円を限度額とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出、債務負担行為、一時借入金及び歳出予算の流用について一括して行います。質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 国保税についてなんですけれども、国保運営協議会に出された資料によれば、1世帯当たり保険税は約16万円、1人当たり保険税が約9万7,000円ということで、県内では17位、18位ぐらいと真ん中あたりに位置しているようなんですけれども、それでも高過ぎる国保税が払えなくて滞納する人もいます。心配なのは、この保険税滞納者が1年以上滞納すると、実質、保険証取り上げという資格証明書の発行ということが行われているわけですけれども、この人たちが新型コロナウイルスに感染した場合に、保険証がなくて医療機関にかかれないという、こういうおそれが出てく

るわけですが、今、資格証明書の発行件数というのは、まずどれぐらいになっているかお聞きしたいと思います。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 3月2日現在で49名でございます。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 五、六年前ですかね、新型インフルエンザがちょうどはやったときには、国のほうでも通知を出して、この人たちが感染元になってはいけないということで資格証明書を発行されていてもこの保険適用になるような措置が講じられたと記憶していますけれども、今回の新型コロナウイルスに対しても同様な対応が必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 厚生労働省の通知によりまして、帰国者・接触者外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、通常の被保険者とみなすよう各医療機関にも通知が行っているところでございますので、そのような取り扱いになるものでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
以上で、議第8号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第8号令和2年度上山市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第9号 令和2年度上山市農業集落排水事業特別会計予算

○棚井裕一委員長 次に、議第9号令和2年度上山市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第9号令和2年度上山市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

155ページをお開き願います。

令和2年度上山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,300万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものであります。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

の方法は、「第3表地方債」によるものであります。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、165、166ページをお開き願います。

1款農業集落排水事業費1項1目農業集落排水施設管理費4,588万3,000円は、前年度対比317万9,000円の増であります。維持管理に係る委託料や工事請負費などを措置するものであります。

2項1目農業集落排水施設建設改良費2,090万円は皆増であります。中継ポンプ通信設備更新工事費などを措置するものであります。

2款公債費1項1目元金8,836万2,000円は、前年度対比301万6,000円の増であります。市債の償還元金を措置するものであります。

2目利子1,752万5,000円は、前年度対比202万2,000円の減であります。市債及び一時借入金の利子を措置するものであります。

3款予備費1項1目予備費33万円は、前年度対比7万3,000円の減額を措置したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、163、164ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料3,268万3,000円は、前年度対比69万円の減であります。各施設の使用料などを見込んだものであります。

2款県支出金1項1目農業集落排水事業費県

補助金1,000万円は、前年度対比1,000万円の皆増であります。農山漁村地域整備交付金を計上するものであります。

3款繰入金1項1目繰入金8,221万6,000円は、前年度対比159万円の増であります。一般会計からの繰入金を計上するものであります。

4款繰越金1項1目繰越金10万円は、前年度と同額を計上するものであります。

5款諸収入1項1目市預金利子1,000円は前年度同額で、預金利子を計上するものであります。

6款市債1項1目農業集落排水事業債4,800万円は、前年度対比1,410万円の増であります。資本費平準化債などを計上するものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げますので、158ページにお戻りください。

農業集落排水事業子育て世帯補助金につきましては、令和3年度から令和7年度の期間で、令和3年1月から補助終了月までの間に支払う農業集落排水処理施設使用料の2分の1相当額の累計額を限度額とするものであります。

次に、第3表地方債について御説明申し上げます。

起債の目的は、農業集落排水事業で、限度額は4,800万円、起債の方法は、普通貸借又は証券発行とし、利率は、借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置

期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとし、

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出、債務負担行為、地方債及び一時借入金を一括して行います。質疑、発言を許します。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 歳入について伺いますが、昨年度より69万円の減額になっております。ということは、これは人口の減少ということなのではないでしょうか。そういうことでしたら年々、下がっていくわけですね。歳出のほうはほとんど経費を下げることは難しいと思いますので、なかなか厳しい状況が続いていると思うんですが、いかがでしょうか。

○棚井裕一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 使用料の歳入につきましては、委員御指摘のとおり、算定人数の減少によることを見込んだ予算立てとしております。

今後につきましては、やはり微減は続くものと推測しておりますが、具体的には個々の動向を確認しながら対応は考えていきたいというふうに考えております。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 公共下水道、そしてこの農集排、そして浄化槽と3種類ほどあるんだと思いますが、この農業集落排水の整備されている地域の中で、未加入者の割合というのはどの程度あるのでしょうか。

○棚井裕一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 加入率につきましては、約99%の加入率でございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。以上で、議第9号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第9号令和2年度上山市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 散 会

○棚井裕一委員長 本日はこの程度にとどめ、あすは午前10時から会議を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時50分 散 会

